

Ⅲ 講和方式の検討

ドレーパー使節団と日本側関係者の会談について

極秘

昭和二十三年四月

ドレーパー使節団と日本側関係者の会談について

連絡調整中央事務局第二部

ドレーパー使節団と日本側関係者の会談について

一、はしがき

ドレーパー陸軍次官の率いる産業使節団は二十日着京二十七日より二十九日まで朝鮮を訪問した外は四月二日離京帰國するまで東京に滞在し司令部の各方面殊に E S S と連日協議を重ねていた模様である。使節団の使命は日本に許すべき産業水準の最終的決定にありとは一般に認められている所であるが一行中には銀行家、繊維業者、貿易業者、学者等を含みおり、各人それぞれの異つた方面への関心も観取された、但し全体として自由主義的思想の権化の如き民間人が多くこれが一行の言動を特色附けたと見られる一行の主目的は S C A P 各方面との接触が主で日本側との会見には左して重要性を置いていなかったようだ、日本側との会見はむしろ日本側各大臣より積極的にこれを求めた感があり殊に左記の如く朝鮮から帰つた後は我も我もという調子で商工、農林、運輸等各大臣が会いに行き安本及び貿易廳長官も重ねて会見し、ないしは追加的書物を送つた、もつともドレーパーと正式に会つたのは総理だけで他の大臣の際はせいぜい使節團長としてジョンストン氏に会いドレーパーは後から一寸参加した（大藏大臣、安本長官の場合）ないしは一行のあるものを捕えて話した（その他の場合）のである。

各大臣の会見は左の通り行われている。

ドレーパー使節と日本側関係者の会談表

会談期日	会 談 者		摘 要
	米 側	日 本 側	
三、二四	ドレーパー・ジョン ストン、ファイス	芦田総理	
三、二五	ホフマン	商工次官 安本副長官	
三、二六	(ドレーパー) ジョンストン	北村蔵相 栗栖安本長官	
三、二六	ファイス シヨイヤー	永井貿易廳長官	
四、一	ローリー	商工大臣	
四、一	ウィレツツ	岡田運輸相	
四、一	ローリー	栗栖安本長官	
四、二	ジョンストン	永江農相	
不 詳	不 詳	一万田日銀総裁	
不 詳	不 詳	中島久万吉以下経済 界代表	
			資料未着
			資料未着

なおドレーパー使節團來朝と前後して起り、これと直接関係ありと認めらる動向左の通

一、追放一應打ち切り（資格審査委員会及訴願委員会の解散）

一、集中排除緩和の方向

一、貿易手続の簡易化及一部事務のSCAPより貿易廳及公團への委譲

一、独占禁止法の修正意見台頭（他会社の株式所有及重役兼任の禁止緩和）

一、賠償に関するストライク勧告に対し資材不足等による遊休施設の存する
現状に鑑みESS必ずしも賛成せず。

二、会談内容要旨

ドレーパー使節の來朝に際し同使節團と日本側関係者の会談が行はれた（別表参照）本資料は右会談の記録と日本側より先方に提出された「ノート」の要点を収録したものである。使節來朝時並に帰還後になされた一般に対する公式並に非公式の声明その他同使節の使命等に関する憶測的な観測等は含まれていないからそれ等と合せて参考とされたい。

一、ドレーパー使節の使命

ドレーパー使節と芦田総理の会談においてドレーパー氏は日本の政治的基礎（非武装化、憲法問題、選挙問題、政府機構等）は既に確立され今や日本の経済的自立の方策を立てるべき時期に至っている旨を述べてゐる、又同会談でジョンストン氏は本使節の使命は如何にして我々が日本をして自立経済の基礎の上に立たせる爲に支援し得るかを考究するにある、もち論自分としては單に愛他的精神によりこれを行う次第ではなくこれが自分等の利益にも沿う所以であるからであると述べた外同氏は北村蔵相栗栖安本長官との会談においても同趣旨の事を述べわれわれは魔術師ではなく別に驚くような案があるわけではない唯米國の実業界に身を置いたものとしてその勧告が有こうに利用されれば幸ひであると述べている。

二、予算均衡の問題

予算均衡の問題は本使節が最も重要視した所で日本のインフレ克服、米國の対日経済援助のため不可欠の要件であるとしドレーパー芦田会談においてドレーパー氏は反復してこの点を強調し予算均衡のためにはスターンにしてドラステイックな処置を要すると指摘した又ジョンストン氏よりも同会談で日本のインフレを破局に導いては他の如何なる施策も役に立たぬであろうと警告した。北村蔵相、栗栖安本長官との会談においても先方より予算編成に関し相当突込んだ質問があり之に対し日本側より経費節減と徴税の強化により一般会計は困難ながら均衡を保持出来ると思うが特別会計は或程度の赤字は出るかもしれない旨を答えた。経

費の節減に関連し先方から終戦処理費に関しても質問があり之に対し日本側は同経費が総予算額の三〇%以上を占め予算均衡保持上重要な因子をなしている点を指摘し又芦田総理よりもその削減方を要請している、之に対し先方はキャピタル、エツクスペンディチュアの使途（道路家屋等）につき質問ありたる外大体現在各國とも或程度軍事費を負担しているのであるから日本の場合には占領費が軍事費に見合うものと思うべきではないかと述べたに止つた。特別会計の赤字克服については國民を直接の対象とする公債の発行、貯蓄証券の発行の可能性の有無が論ぜられたがドレーパー氏は之等の方法の困難なことを認め特別会計の赤字は結局料金の値上によりカヴァーすべきものと考えたと述べている。

徴税に関して先方より徴税成績不良の原因につき質問があり之に対し北村蔵相より申告納税制度に対する日本人の経験不足徴税職員の減少に対する納税者の激増（約七倍）税額の高い事等を原因として説明した所ジョンストン氏は申告制度は米國では三十五年の経験があるが日本では第一年目であり旨く行かぬのも無理からぬ次第だと述べた。

予算均衡に関連し物價賃金問題について栗栖安本長官より一般物價は昨年七月に改訂されたままになっているのでその後の推移に鑑み四、五月頃に部分的調整を行いたい旨述べたに対しジョンストン氏は物價統制と共に賃金統制を行はずに經濟復興は可能かとの質問があり栗栖長官は物價統制をやる以上理論上は賃金統制もやるべきだが實際上主食の配給の確保困難その他の理由によりやらずにいるが今後必要に應じ行ふ事も考えられると述べたに対しジョンストン氏は米國も戦時中賃金統制を行つたが皆に嫌われた、従つて自分としては之を勧めるものではないと答えた、又賃金引上の際の物價に対する補助金の問題について栗栖、北村両氏より物價の値上には程度があるから補助金の下附と経営合理化の必要性並に食料配給による実費賃金充実の必要性を説明した。

三、貿易及爲替問題

日本の對外貿易に関してドレーパー氏より芦田総理に対し日本の外國

貿易の將來の規模見透と食糧輸入の東亞地域への轉移について質問すると共に貿易手続のレツドテープの簡易化の必要性が述べられた。之に対し芦田総理は日本の輸出貿易は取敢えず重工業より纖維工業に重点を置き度い旨答えた。又永井貿易廳長官とフェイス氏との会談に於てフェイス氏より日本貿易の障礙について質問があり之に対し永井長官より磅地域との貿易難及燃料電力の不足につき説明した。フェイス氏は前日ガスコイン英大使に対日磅クレジットの必要を示唆した旨を述べると共に三角貿易についても考慮の要ある次第を首肯した。

鉄鋼その他基礎生産資材の輸入の必要については各大臣とも力説したが水谷商工大臣より衣料資源その他日用生活必需品の輸入も經濟安定の爲必要なる旨強調した点は注目に値する。

爲替相場決定の問題に関しては栗栖安本長官より民間貿易を行うには爲替相場の決定が必要であるが現状に於ては円と外資の換算率を複数制により定める外に方法がないとして先方の意見を求めた。之に対しジョンストン氏は本格的爲替相場の決定は時期尚早であり失敗の危険性が多いから日本の經濟の安定するのを待たれ度い。又複数制による換算率の採用は一種の輸出助成金と考える旨を答えた。複数制については貿易廳提出のノートにもその方針を説明している外永井長官より之を説明したがフェイス氏は複数制は根本的には現行制度と大差なく米財務省当局の承認が困難かと思うから寧ろ單数制として補助金制にした方がよからうとの口吻を洩らしていた（最もその後情報によれば彼等もSCAPと議論した挙句複数制の必要を認識して帰つた由である）日本と世界各地との輸出入品目に関する現状並に希望については安本提出のノートに具体的に説明している、又ドレーパー芦田会談の際ジョンストン氏は生糸の將來は必ずしも悲観すべきものでなくレーヨン・ナイロンに対しサムシング・アバウト・シルクがなお米國婦人をアトラクトしているから日本人の研究が望まれると共に米國の技術的援助を期待し得ると述べた。

四、日本産業の再建、商船隊及集中排除問題

日本産業の再建に関しては芦田総理提出のノート中に鉄鋼を始めとして重要産産^(英カ)の再建計画とこれに対する米國の援助を要請した外安本長官商工大臣運輸大臣等よりも詳細な資料を提出した。

右の中最も重点となつたものは日本海運再興の問題でこれについては運輸大臣より詳細な資料を提出した外芦田総理提出のノート中でも現在米國より日本に輸入される食糧その他が全部米國船により輸送されその輸送費が全部米國側負担（総輸入額の三〇ない至四〇％）になつてゐるに鑑みこれを日本船により輸送する事は米國民の負担を軽減する点並びに日本船舶の再建は現下の不安な世界情勢の下で米國の爲にも実質的なマーチャント・フリートの建設を意味する事を指摘し日本の造船能力がストライク報告の指示した水準以上に置かるべき事並びに米國船の裸よう船（リバーテイ型約六十隻希望）の必要性につき要請している。これに対しドレーパー氏も船舶の重要性を認めた外ジョンストン氏も芦田総理並びに北村、栗栖両氏に対し日本が船舶を必要とする事は米國と同断であり日本が島國である以上海運を復活し必要な船舶をもつ事が必要であると述べた。

集中排除法に関しては安本長官提出のノート中で各産業に対する同法の免除ない至緩和方を要請した外栗栖安本長官、商工大臣とローリー氏との会談において炭鉱、鉄、ガス、電氣等を同法の例外とされ度旨述べたが先方は明答を與えなかつた。但北村大藏及栗栖安本長官とドレーパー及ジョンストンの会見の際先方より銀行保險会社等金融機関に対しては特別に考えらるべき旨述べた事はこれ等に対し未だ持株会社整理委員会より指定が行われていない事実と相まつて注目に値する。

五、労働問題

労働問題についてはドレーパー芦田会談においてドレーパー氏より最近の日本の労働事情特に政府職員の爭議行爲についてはシヨツクされたと述べこれ等の運動の背後関係の有無について質問がなされた。これに対して芦田総理より現在の労働爭議の背後には一部に共産党の煽動があ

る事を認めこれに対する方策を考慮中であるが現情は二三カ月中に平靜化を期待している旨を答えた。

六、外資導入、米國の対日經濟援助

米國の經濟援助についてはドレーパー芦田會談を始め全會談を通じて日本側より日本のインフレ克服労働問題解決の爲に米國の經濟援助が不可欠なる所以を強調しこれが実現を要請した。

外資導入に関してはドレーパー芦田會談に際しフェイス氏より日本の石油資源の調査に関して質問がなされたのに語をついでドレーパー氏より日本は米國の対日投資を歓迎するかとの質問が発せられた。芦田総理はこれに対し日本は現在並びに將來共米國の対日投資を歓迎する旨を答えた。

芦田総理より七億六千五百万弗の対日援助の見透について質問したのに対しドレーパー氏は右は一に議會の審議にかかるものであるが自分の見る所では救経費^(英カ)と經濟再建費は削減される事はないと思うがその他は削減されるかもしれない。何れにせよ日本が米國よりの援助を受ける爲には日本が自分の力によりインフレを克服し予算の均衡を計る事、それにより經濟の安定をもたらし爲替相場を決定する事が先決である。又經濟援助を受ける爲には援助の実効を日本自身の力によつて証明する事が米國議會に援助の必要を納得せしめる爲に特に必要である。米國議會の最も恐れる所は折角の対日援助が「ラツト・ホール」に注ぎ込まれる結果に終るという事である。戰敗國に対して戰勝國よりかくの如き莫大な援助がなされる事は未だ曾つて例のない事であり又この援助は決して永續的のものでなく一時的のものである事を強調した。

なお民間資本の対日投資に関してローリー氏は商工大臣、栗栖安本長官に対し國際法上の困難がある旨を述べている。（彼等のいわゆる國際法上の困難とは占領下の日本の措置はすべて **under duress**（強制）であつて平和確立後の効力につき保障がない長期投資はこれではできぬという意味である）

七、食糧問題

相当量の食糧輸入がインフレ抑制経済安定に不可欠であるとの理由によりその懇請は各大臣より爲された。永江農林大臣會見のときはその外漁区の拡張及び捕鯨は現在の二船隊に更に一船隊増加方を特に強調した。

71 昭和 23 年 6 月 30 日

対日平和問題の現段階と「事実上の平和」の可能性について

取扱注意

昭和二十三年六月三十日

対日平和問題の現段階と「平和條約前の平和」の問題

目次	頁
一、対日平和會議問題	一
二、米國の対日政策の變化	六
三、平和條約前の正常關係復活の先例	一四
(一) イタリア	一五
(二) バルカン三國	一八
(三) オーストリア	二〇
四、米國の対日新政策遂行の法的根拠とその限界	二二
五、平和條約前の平和と主權の恢復	
(一) 事実上の平和の可能性	二五
(二) わが國の主權の部分的恢復	二六
(三) 外交權の恢復の問題	二七
(四) 結語	三一
一、対日平和會議問題	

対日平和會議開催の問題は、一年前に比し、いささかの進歩をも示していない。一般に対日平和條約の内容に付ては、対独條約よりも連合國間に意見一致を見易いものと予測され、從來対日平和會議開催の困難は、條約内容そのものよりも會議開催の方式に付て、連合國間の合意が成立し難いことに在ると考えられていたものである。

客年三月十七日マ元帥の対日平和條約早期締結方の提唱により促進せられ、七月十一日米政府の予備會議開催方の提案により具体化せられた本件會議開催問題は、次の如き意見対立のまま何等進捗を見ることなく一九四七年を經過した。(客年未稿、対日平和予備會議招請問題の現段階参照)

(イ) 米案一極東委員會參加國全部を以て予備會議を構成し、拒否権なしの三分の二多数決制とする

(ロ) ソ連案一四大國外相會議で草案を議定する

(ハ) 中國案一極東委員會參加國で構成するが、四大國の拒否権は維持する

本年初頭ソ連は、四大國外相會議方式を依然唱導しつつも、他の極東委員會參加國は、右外相會議に諮問的資格で参加を許さるべきであるとの見解を付して、特別外相會議の招集を提案した(注)。右提案は、一のソ連の譲歩として注目されたが、四大國拒否権維持の点は依然変わらず、英國先ず反対し、米國も正式回答は出さないが、マーシャル國務長官はソ連案の受諾し難い旨を言明し(一月九日)、中國又右提案を拒否するに至り、結局対日平和會議問題の具体的進展を促す契機とならずに終つた。

(注) この提案は、十二月五日付の王世杰外交部長の申入れに対する回答として行われたもので(回答の写しは、同時に米、英兩國政府に送達された)この回答においてモロトフ外相は、対日平和條約作成のため一月中に特別外相會議を招請するよう提案するとともに參加國の役割につき次の通り述べている。

(1) 対日平和條約起草の仕事は、すべて米、英、ソ、華四國外相會

議が担当すべきである。

(2)その他の極東委員会参加國は、外相會議の下部機構たる委員会、分科委員会、情報機関、諮問委員会に参加を許されるに過ぎないが、外相會議は、これら諸國の利益を十分考慮し擁護すべきものとする。

(モスクワ放送一月四日A F P)

その後、後述するように諸般の情勢によつて米國の対日政策の變化が急角度に顯著となり、米國としては、対日平和會議早急開催への從來の努力を一應放棄し、占領政策の範囲内において独自の対日援助政策を進める方針に轉じたと見られるに至つた。

このような米國の態度の變化に対し、濠洲及び英國は、対日平和の早急実現のため米國に働きかけている旨伝えられている。(注)

(注)英國政府は、ソ連の参加不参加に拘らず対日戦に参加した連合國全部で近く対日平和會議を開くよう工作しており、米國政府に対し、英國及び英連邦諸國は、対日平和會議の早期開催は、太平洋における安定回復のためぜ非とも必要であると信ずる旨通告したと伝えられ(五月十三日ロンドンA P)、濠洲政府も同様の見解を米國政府に通達したといわれる(シドニー放送五月十五日R P)。

このような働きかけにも拘わらず、米國は昨年自らイニシアティブを取つた時の態度に比し、対日平和會議問題には極めて氣乗薄な態度に變わつている。その理由としては、國內的には大統領選挙戦を控えて多忙なこと、対外的には依然対欧援助に重点が置かれていること、及び根本的にはまず米ソ間の対立が解決されなければ平和條約の如き恒久的事態の設定は避くべきであるとの見解がとられているものと看取せられること等が挙げられるが、対日平和處理問題に固有の理由としては次の如き事情が考えられる。

(一)実質問題

対日平和處理の基本問題に関し、当初考えられていたほど簡単に

他の連合國の合意が得られるとは考えられなくなつてきた。特に米國の最近の対日動向にみられる寛大政策には、既にその動きが見られる如く關係諸國の強い反対が予想される。従來は、大体において同調を予想せられていた英連邦との意見一致も困難な点があることが明りようになってきた(注)。

(注)例えば、産業水準に関しては、米國が相当程度の高水準を認めんとするに対して、その他の諸國は、低水準を主張する。米國は、右水準の設定を賠償基準決定の目的のための暫定的問題と考え、將來日本産業が発展する場合は、その水準を上まわることも許されるべきであると考えているに対し、英連邦その他の諸國では、右産業水準は日本産業が到達すべき最高限度を規定するものとすべきであるとしている(五月二十日U Pワシントン)。

(二)手續問題

米國としては拒否権なしの三分の二多数決はかつて自ら唱導したところであるが、右の如く実質問題において米國の意図するところが他の諸國のそれと遊離してきている現在では必ずしも當にこの方式が米國の利益に合するとはいえない事情にある。しかし從來の行懸り上しかく簡単に拒否権容認に傾くこともできないというデレンマにある。そこで三分の二多数決制と拒否権制とのいずれをとるかは、実質問題の發展如何にかかる訳であり、米國としては、極東委員会への働きかけその他によつて実質問題についての關係諸國の同調がどの程度に得られるかの打診工作に努め、手續問題に付ての最終的態度の決定は当分留保せざるを得ないことになつたものと思われる。

かくてここ当分の間、米國は対日平和會議開催のイニシアティブをとりそうもないこと(注一)、従つて対日平和の問題が当分棚上げされることはほとんど確實視されるに至つた。(注二、三)

(注) 一、このことは最近米國政府關係筋との接触を行つた英國外務次官補デニングによつても確められた（五月三十一日UP）。

二、ワシントン消息筋では、対日平和會議問題は本年中はもち論、一九四九年の解決も困難であると見透している（六月十三日UP）。

三、上海六月七日発UP電によれば中國紙新夜報は、新任駐華ソ連大使ロシチンが、ソ連は、対日平和手續に関する中國案を受諾する用意がある旨非公式に申入れたと伝える。このようなソ華接近はもし事実としても、客年度ならともかく現在の段階では最早対日平和促進の契機とはなり難いであろう。

二、米國の対日政策の變化とマ元帥の陸軍長官宛書翰

(一) 対日講和問題に対する靜觀的態度と反比例して、米國の日本占領政策に関する動きは、特に本年初頭以來顯著なものがある。日本占領政策中、非軍事化、民主化等の軍事的、政治的部面においては、占領開始以來一貫した方向を堅持し、變化の兆を認めないのであるが、主として經濟的部面においては百八十度の轉換とも称し得べき重大な政策の變化が現われているのである。(注)

(注) 本年初頭以來の動きを拾つてみれば左の通りである。

(1) ロイヤル陸軍長官、極東における全体主義の防壁としての日本の強化を主張（一月六日、サン・フランシスコ、コモンウェルス、クラブにおける演説）。

(2) マ元帥、陸軍長官宛書簡（一月十八日附）において、通商制限の緩和、日本人の海外渡航、國內問題の自主的解決を要請。

(3) 極東委員会米國代表マッコイ少將、日本の經濟復興の措置を主張（極東委員会一月二十一日）。

(4) ストライク委員会報告の發表（三月九日）、日本で有効に使用

し得る生産施設（第一次的軍需施設を除く）を撤去しないことを勧告。

(5) FEC文書第二三〇号（經濟力集中排除）の原案拋棄（三月十三日UP電）

(6) ドレイパー使節團の來訪（三月下旬—四月上旬）と同使節團の報告（いわゆるジョンストン報告）の發表（五月十九日）、第一次的軍需施設を主たる賠償の対象とするが、そのうち平和的目的のために使用し得るものは残置せしめんとする点でストライク報告より更に軽い賠償を提案、日本經濟の復興のため輸出の増大（年間十六億ドル）、集中排除の緩和、均衡豫算によるインフレの克復を勧告し、右目的のため米國政府ができるだけの經濟的援助を與うべきであるとする。

(7) 対日經濟援助

從來の対日經濟援助は、疾病、社会不安の防止のため直接救済費（ガリオア基金）によつて賄われたが更に經濟復興援助費（エロア基金）が付加され、米國議会の審議を終つた。後者としては約一億ドル、前者としては約五億ドル、計約六億ドル程度が豫定されている（六月二十日UP）。なお対日纖維原料融資用としての回轉基金（一億五千万ドル）法も本極りとなり、（六月十八日上院において下院による修正を可決）又米民間銀行による六千万ドル棉花借款も成立した（總司令部渉外局八日發表）

もつとも、米國が占領政策中經濟部面を重視し始めたのは決して最近のことではない。マ元帥はつとに占領政策中軍事的及び政治的部面は概ね完了し、經濟的部面が重要であるとの趣旨を述べている。しかし対日經濟施策が著しく政治的含蓄を帶びて來たのは比較的最近のことである。一般に対日經濟援助のジャスティフィケーションは、初期には疾病及び社会不安の防止という人道的見地より、次い

で米國納税者の負担軽減という経済的見地より與えられ今日に至っているのであるが、本年初頭ロイヤル陸軍長官が「日本を極東における全体主義の防壁」云々といったのにも明かな如く、政府筋の説明としてもこの経済的援助に政治的理由が付加されるようになった。

このような米國の対日占領政策の動きを、米國初期の政策（注）と照合すれば、まさに隔世の感を禁じ得ない。

（注）「降伏後における米國の初期の対日方針」においては「日本國民は平時の要求を満し得るが如き経済を自力により発展せしむべき機会を與えらるべし」（第一部究局の目的）とし、更に「從來の日本の政策は、日本國民に経済上の大破滅を齎らし且つ日本國民を経済上の困難と苦惱の見透しに直面せしむるに至れり。日本の現在の状態は日本自らの直接の行為の結果にして連合國はその蒙りたる損害復旧の重荷を負わざるべし」（第四部経済、三、平和的経済活動）としている。

（二）マ元帥の陸軍長官あて一月十八日付書かんは、上述の米國の政策轉換のさなかに発表されたが（注）、同書かんは、この政策轉換の理由に関し最も明りような説明を與えており、且つ対日平和問題と米國の新政策との結び付きについて示さすところが多いと認められるので左にその内容を検討してみよう。

（注）同書かんが部内の書かんであるにもかかわらず、特に三カ月余経ってから特に発表されたのは意味があるように思われ、同書かんの内容が米本國の政策として採用されたことを推測せしめる。昨年対日平和條約早期締結方の三月十七日マ元帥声明があつて後、五月九日マーシャル國務長官の條約案起草機關の國務省設置の声明があり、次いで七月十一日米國の対日平和予備會議招請が行われた如く、マ元帥の提唱は、米本國の政策をリードすることが多い。本件書かんの発出もその後のケナン政策企画委員長、ドレイパー陸軍次官、ノース民事局長等の相繼い

での訪日と結び付けて考えられ、しかしてマ元帥の提唱は、現在も逐次実現されてゆく過程に在る。

マ元帥の書かんの内容は、（イ）日本占領に関する米國の新政策の理由付けと（ロ）新政策に基づく具体的措置の提案の二部分より成っている。

（イ）マ元帥による対日新政策の理由付け

マ元帥は（イ）「経済的封鎖」下にある日本の経済的苦境（ロ）事実上「連合國の捕虜」となっている日本國民に対する管理者としての責任及び（ハ）対日平和條約の遅延びを挙げている。このうち最も注目すべきは（ハ）に関するマ元帥の見解である。

第一に注意すべきは、マ元帥が、対日平和條約は既に締結されるべきもの（パスト・デュー）であるが、同條約は「予測しうる將來」には締結を望みえないとして、昨春本條約の早期締結方を卒先提唱した同元帥が、右の如き見透しの下に本條約の早期締結を断念したかの観があることである。

第二に注意すべきは、右の如き事態は、米國をして引続き日本管理の義務と責任を負わしむるものとし、その理由として「我々が既に築き上げたものを破壊し、従つて今後我國（米國）を戦略的に將又経済的に不利な地位に陥し入れる虞のある他國の力の脅威に対し、完全な保障を得られぬ限り、日本における米國の立場は、これを譲ることができない」としていることである。

右は最近ドレイパー陸軍次官が「米國の國旗及び軍隊は、目的を達成するまで、日本から撤退しないであろう」と語っていることと符節する（サン・フランシスコ地方世界問題研究会における言明、五月十七日UP）。

（ロ）マ元帥の勧告する具体的施策

同書かんにおいてマ元帥の勧告している具体的施策は、（1）

通商貿易上の諸制限の緩和(2)日本國民の海外渡航権の回復(3)
國內問題の自主的解決の三事項である。

(1)通商貿易上の諸制限の緩和

「貿易及び通商上の現存諸制限をでき得る限り緩和すること」を提唱し、現在の管理貿易に伴う諸制限を能うかぎり取除き自由な民間貿易への一層の接近を示さずる。

この提案は、ドレイパー使節團によつてもその必要性が確認され、特に政府による貿易管理の諸制限の除去、貿易手続の簡素化が取り上げられている。この具体的施策は、近く発表実施の運びとなるものと見られる。又從來一大障害となつていた円、ドルレートの設定も、現在の段階においては困難な問題を残しているが近く何らかの措置を見るものと思われる。

(2)日本國民の海外渡航権の回復

「日本市民の海外渡航権を外交特権の正常の限度にまで回復」という言葉は明確を欠くが、單なる私人としての渡航は個々の場合についてこれまである程度許されていたのであるから、ここでは、私人としての資格での宗教家、実業家、学生等の渡航ばかりでなく、更に國際會議等に派遣せられる政府官吏等公人の渡航も含めたものと解することができる。

日本人の海外渡航の問題は、從來米國の一方的措置として行われてきた。しかして現在の段階では政府官吏で國際會議参加のため海外渡航を許された場合も、日本政府の代表としてでなく総司令部代表の随員として諮問的資格を有するものに過ぎない。(総司令部代表の随員としての日本人技術顧問の海外渡航につき極東委員会は正式承認を與えた旨六月二十三日発表した)

(3)國內問題の自主的解決

「國內問題解決の行動の自由を再び與える」という言葉は、降伏文書に示される日本國政府の最高司令官への從屬關係を一層緩和し、統治權に対する制限を次第に取除き、総司令部の國內問題に対する介入をできるだけ避け、日本人自身の自主的解決に委せることを意味するものと見られる。

日本の國內問題に対する介入をなるべく避けるということとは、最高司令官のこれまでの政策であつたが、最近この傾向は益々顯著となつてをり、ディレクティブによる直接指令の数も最近では非常に少なくなつた。

要するに本書かんは、対日講和の遅延とこれに対処する米國の方策を忌憚なきまでに明確大胆に進言したものであり米本國政府によるこれが採用により、現段階における米國の対日政策に関する基本的文書となつているものと見ることが出來。このような政策の具現は、次第にわが國の主權に対する制限を撤廢してゆくとともにたとえ部分的ではあるにしても、平和條約前に日本を事実上の平和の基礎に置いてゆく方向に進むであらう。

三、平和條約前の正常關係復活の先例

日本について最近動き出したこのような傾向は、平和條約締結前の歐洲諸國においても存したかどうか、ここに翻つて歐洲の先例を検討して見よう。蓋し歐洲の先例はすべてその儘日本の場合には当てはまらないが、なお、幾多の点において、今後日本の置かれる地位について示唆を與へるものと認められるからである。

由來今次大戰後の平和処理は、戰鬭行為の終止と平和條約の締結との時間的間隔の大である反面、本來ならば平和條約によつて始めて決定すべき問題を、平和條約を待つことなく、なし崩し的に処理し、平和條約はこのようにして出來た既成事実を法的に確認するに過ぎないという部分を含んでいる点に一の特徴を有する。

正常な外交關係及び通商關係も、從來の國際法上の原則としては、平和條約締結によつて法的に全面的な平時關係が設定されて後、始めて認

められるべきものと考えられていた。しかしながら、今次大戦後のイタリア、バルカン三國、オーストリア等の諸國は、平和條約の締結による正式の全面的な平和關係が設立されるに先立つて、外交及び通商上の正常關係を認められた。このことは、右の從來の原則を破る一の先例を作ったわけであるが、それは今次大戦後の平和處理の特質に由來するものである。

左のその先例をみよう。

(一)イタリア (一九四三年九月三日休戰協定、一九四七年九月十五日平和條約発効)

(1) 米・伊外交關係

米國は、一九四二年一月のリオ・デ・ジャネイロにおける決議に従つて他の米洲諸國と協議し、又英・ソ兩國と協議ののち、一九四四年十月、即ち平和條約発効の三年前イタリアとの外交關係再開を決定した (一九四四年十月二十六日米國務長官代理の聲明)。

駐伊米國大使カークの任命は一九四四年十二月七日上院の承認を得た。一方駐米伊大使タルキアーニは、一九四五年三月八日米大統領に信任狀を捧呈している。

(2) 佛・伊外交關係

一九四五年二月二十八日、佛 (ドゴール政権)、伊 (ボノミ政権) は、外交及び領事關係の再開を決定した。

駐佛伊大使としては、カルロ・スフォルツァ伯が、駐伊佛大使としては、イタリア問題諮問委員会佛國代表クーヴ・ド・ミュルヴィルがそれぞれ任命された。又佛側はパレルモ及びパリに、伊側は、パリ、トゥールーズ及びマルセイユにそれぞれ領事代理を駐在せしめることに決定した。

(3) その他英・ソともそれぞれ大使を交換している。

このようなイタリアの外交關係の再開を促進したのは、主とし

て休戰協定後イタリアは、共同交戦國の地位を與えられた (一九四三年十月十三日) という政治的理由に基づくものであるが、法理的にも、ドイツの場合とは異なり、種々の制限付ではあるが、イタリア國の主權は認められ、正当なイタリア政府がバドリオ政権の立場で継続しているという見解を取っていること (後の点は一九四五年二月二十四日のマツクミラン聯合國委員會議長の説明) によつてジャスティファイされる。

(4) 中立國との外交關係

中立國との外交關係に関しては、休戰協定中に外交關係断絶を要求する規定はなく、一定の制限の下に存続した。

一九四三年九月二十九日の追加休戰協定第二十五條(イ)は、聯合國のいずれかと交戦状態にある國との國交断絶を規定し、(ロ)は、中立國外交官の占領地域よりの引上及び中立國イタリア間の通信を規整する權利を留保している。しかしこの制限も、一九四五年二月二十四日の聯合國委員會議長よりの伊政府宛て覚書によつて著しく緩和された。

(5) 貿易の再開

イタリアの貿易再開は、米國との間においては一九四五年十二月六日のバーンズ・タルキアーニの交換公文で合意された。そして一九四六年二月五日以後、日独を除く國とイタリアとの私的貿易再開が許可せられた (一九四六年二月七日、イタリア政府発表)。

(6) 國際連合專門機關への加入

イタリアは、平和條約の発効前に國際労働機關 (ILO)、國際連合食糧農業機關 (FAO)、國際通貨基金 (IMF) 及び國際復興開發銀行 (IB) への加入を認められた。

ILO、(期日不詳であるが平和條約発効前であることは確実)

FAO（一九四六年九月コペンハーゲン第二回総会決議）

IMF及びIB（一九四七年三月二十七日）

(二)バルカン三國（ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー）平和條約はいずれも一九四七年九月十五日発効）

ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーに関しては、外交関係は平和條約締結前まず、ソ連との間に復活され、ついで英米とも恢復した。この三國では外交官の交換に先だち、通商貿易協定がソ連との間に結ばれた。なお若干の國際連合専門機關への加入を認められた國もある。

(1)通商関係

(イ)ルーマニア 休戦協定は、一九四四年九月十二日に、一九四五年五月八日にソ連との貿易協定が締結された。

(ロ)ブルガリア 休戦協定は、一九四四年十月二十八日であつたが、一九四五年三月十四、十五日にはモスクーで、ソ連との通商條約が署名された。

(ハ)ハンガリー 休戦協定は、一九四五年一月二十日であつたが、一九四五年八月二十七日經濟的協力及び物資の相互引渡に関する協定が、ソ連との間に成立した。

(2)外交関係

一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係再開に関する規定（注）に従つて、ソ連政府は次の如く、バルカン三國との外交関係を復活した。

（注）ポツダム協定の当該規定は左の通りである。

三國政府は、フィンランド國、ルーマニア國、ブルガリア國及びハンガリー國との平和條約締結前に可能な程度においてこれら諸國と外交関係を確立することを、近き將來においてその時に存在する情勢に照らして、各自別々に検討すること

に同意する。

(イ)ルーマニア

一九四五年八月六日聯合國管理々事會議長代理ソ連代表スサニコフ將軍が、ソ連邦及びルーマニアの外交関係を恢復し、公使を交換したい旨の、ソ連政府の決定につき声明し、ルーマニア政府もこれに應じてやがて特別協定により公使館を大使館に昇格し大使の交換を実現した。

(ロ)ブルガリア

一九四五年八月十四日聯合國管理々事會副議長ビキューゾフ將軍は、ブルガリア首相キモン・ゲオルギエフに対して外交関係回復と公使の交換につき提議し、ブルガリアはこれに應じた。

(ハ)ハンガリー

一九四五年九月二十五日聯合國管理々事會議長ソ連代表ケー・イー・ウアラシーロフ將軍は、ハンガリー臨時政府首相ミクロスに対して外交関係の回復、公使の交換に関するソ連政府の決定を通告し、ハンガリーはこれを受諾した。

(3)國際連合専門機關への加入

國際労働機關には、ブルガリア、ハンガリー（期日不明）が、國際連合食糧農業機關にはハンガリーが、それぞれ平和條約の発効前に加入を認められている。

(三)オーストリア（平和條約未成立、管理協定一九四六年七月二十八日成立）

(1)外交関係

(イ)英國は、一九四七年九月十七日オーストリアとの法技術的戰爭狀態が終了し、完全な兩國間の外交関係の再開する旨通告した（ロンドン九月十七日UP）。

オーストリア管理機關に関する協定第七條ではオーストリアと聯合國政府との外交関係の樹立を認められている。

第七條—オーストリア國政府は、連合諸國の政府と外交及び領事關係を設定することは自由である。

(ロ) オーストリアとイタリアの外交關係の再開は一九四七年十月十日オーストリア管理々事会の承認を得た。

前記オーストリア管理機關協定第七條は、オーストリアと連合國以外との外交關係を管理々事会の事前承認を條件として認めている。

第七條・・・他の政府との外交及び領事關係の設定は、同盟國理事会の事前の承認を受けなければならない。

(2) 國際連合専門機關への加入

國際労働機關には一九四七年六月、國際連合食糧農業機關には一九四六年九月それぞれオーストリアの加入が承認された。

四、米國の対日新政策遂行の法的根拠とその限界

平和條約締結前における平常關係の部分的復活は、今次大戰後歐洲にその先例があり、又日本についても米國の政策はこの方向に進んでいること前述の通りであるが、米國のかかる政策の推進は如何なる法律の根拠に基いて可能であるのか、又その限度は如何なるものか。これらの点を本項で究明しよう。

(一) 平和條約前における日本の管理政策の形式上の最高決定機關は、極東委員會である。しかし米國は、同委員會においては英、ソ、華とともに拒否權を有する主要國であり、委員會の政策決定に従い指令を作成し、最高司令官に傳達する任務を有する他、緊急の場合には中間指令（注）の發出權を持ち、この点において対日管理上米國の地位は極めて優越的なものである。

（注）「合衆國政府は、委員會により既に作成せられたる政策により調整せられざりし緊急事項發生するときは、常に委員會が行動をとるに至るまでの間、最高司令官に対し中間指令を發出することを得」（モスコー公表文）

従つて極東委員會は、米國の保持する拒否權のために米國の同意しない事項に関しては何らの政策決定を行へぬに反し、米國は、委員會において承認を得ることのできない問題に関しては、右中間指令の發出によつてある程度自己の意図する政策を表現しうるのである。米國が今日独自の対日政策を推進し得るのは、法的にはこの米國の中間指令發出權に基くものである。

(二) もつともこの中間指令の運用による政策の推進には、中間指令そのものに伴う法的制限のため、理論的には一定の限界がある。しかしながら以下検討するように、中間指令に伴う諸制限も、その具体的認定權が事の性質上米國に属すると考えられる以上、実際においては必ずしも大きな障害となるものではない。

中間指令に関する諸制限は左の通りである。

(1) 中間指令の内容は、占領政策の範囲内でなければならない。

いうまでもなく極東委員會が本來占領政策の決定を任務とするものである以上、米國の中間指令權も委員會の任務の範囲でなければならない。米國の対日經濟援助の中には、占領政策上普通に必要と認められるもの（救済費）以上に、復興援助等の、明らかに初期の対日占領政策と方向を異にするものも含まれているけれども、占領政策の内容は、占領の推移に伴つて解釈にも相当の幅がでてくるのであつて、このような対日積極援助も現段階における占領政策上必要であると主張することは少なくとも米國にとつては可能であらう。

(2) 委員會が既に作成した政策にカバーされないこと

例えば非軍事化のごときは、すでに政策が確立しているから（極東委員會二月十二日採擇）、右に反する中間指令は出せない。しかし主要問題であつて委員會の政策が未だ決定していないものが多々ある現状よりみて、この点に関し中間指令の妥当範囲は廣い。

(3)緊急事項であること

ここにおいては、緊急か否かが争点となるが實際上その認定権は米國政府に存すると見られるから、その認定次第で相当大はばの解釈をとりうる余地が存する。

(4)日本國の憲政機構若くは管理制度の根本的變革を規定し、又は全体としての日本國政府の變更を規定する指令は、委員会の協議及び意見の一致の達成の後においてのみ発することができる。

降伏後の日本が連合國の軍事占領下に置かれるということ、降伏條項の実施上適當と認められる範囲において我國の主權が連合國最高司令官の權威に従属するということは、我國の現在の管理制度の根本的性格をなすものである。従つて例えば軍事占領の終止、最高司令官の地位の變更のごときは行いえない。

(5)委員会が行動をとるに至るまでの間であること

しかしながら、米國が委員会において拒否権を有する以上、米國が賛成しないかぎり、委員会が米國の中間指令の趣旨と異なる政策を決定することはできない。又米國は自己の不賛成によつて委員会の行動自体を遅らせ、その間中間指令で事进行处理することも出来る。

(6)第三國を拘束することができない

蓋し中間指令が米國の指令である以上当然のことである。従つて中間指令は、第三國の容かいなしに事実上米國單獨で処理し得る事項の分野において、実効を奏する。しかして日本占領については、かかる分野が極めて廣い。

五、平和條約前の平和と主權の恢復

(一)事実上の平和の可能性

すでに述べたように中間指令による米國の政策の実現には一定の法的限界のあることは明らかであるが、右制限は事実上さして大きな障害とならず、且つ対日政策の主要問題で極東委員会が決定に達しない

ものが多い現状よりみて、米國が緊急と認める事項については、中間指令の発出によつて自己の意図する政策の実現を計り、以つて除々に既成事実を作り上げてゆくことが可能である。

全面的な平和關係の法的設定が平和條約を待たねばならぬことは言うまでもないが、米國が現在の政策を今後とも益々積極的に推進してゆくことになれば、少くとも米國との間には、事実上の平和（ドファクト・ピース）又は部分的平和（パーシャル・ピース）とでもいふべき状態が平和條約前に発生することもあり得る訳である。

(二)わが國の主權の部分的恢復

日本の占領が法的には軍事占領であり、日本國の主權が連合國最高司令官に従属するという形態は、現在の日本の管理制度の根本的性格であると考えられるが、降伏文書や極東委員会の対日基本政策にも明らかな如く、このような従属關係は、「降伏條項を実施するため適當と認める範囲内」のものであつて、日本の一切の主權が最高司令官に従属するものではない。適當と認める範囲の認定権が連合國に留保されているから、從來はほとんど一切の主權が最高司令官に従属するような形であつたが、もともとこのような従属關係の範囲は連合國の判断によつて可變的のものであり、連合國の判断の一致しない場合には、米國單獨で中間指令によつて日本の主權に対する制限を緩和する措置をとることも又可能であると考えられる。そしてその範囲で日本の主權が恢復される訳である。

(三)外交權の恢復の問題

最後に外交權の恢復について一言しよう。一般に交戦國間における外交關係の再開は、平和條約締結により法技術的な戰爭關係が終了した後、始めて行われるのが從來の通念であつたが、今次大戰後の歐洲の先例は右通念に反したものであつたこと、前述の通りである。従つて日本の場合も平和條約の締結に先立つて外交權の恢復を見る可能性がある訳である。

外交権を廣義に解すれば、日本の場合にも既に外交権の一部が恢復されたということが出来る。今外交権の内容を分析してこの問題を考えて見よう。

(イ) 條約締結権

日本の外交権が眞先きに復活されたのは、條約締結権からであった。即ち六月三十日行われた萬國郵便條約に対するわが國の加入は、わが國の條約締結権の一部恢復に外ならない。同條約への加入が容易に行われたのは、同條約自体が占領軍当局に対し日本の加入を認める権限を與え、且つ日本の加入に関し簡易手続を定めていたからである。因みに同條約は萬國郵便連合の分担金に關し、日本を戦前と同様一等國に屬せしめ、朝鮮を四等國としてい^(影カ)る点興味がある。この種政治的色採の少い條約には今後とも日本の加入が予測される。

(ロ) 國際會議參加権

わが國が政府間の國際會議に正式代表を派遣することは未だ一度も認められた事例がない。しかし、イタリア、バルカン諸國が平和條約締結前に國際労働機關、國際連合食糧農業機關等への參加を認められた先例に照らし、且つ最近國際會議の席上日本の參加を要請する旨の決議ないし発言がようやく行われ出した事態に鑑み、早晚この範圍に属する外交権の部分的復活を期待し得るであらう。

六月二十三日の極東委員會の指令は、日本の官吏、民間人が連合軍当局代表のアドバイザーとして國際會議に赴くことを承認したものに過ぎない。併し最近總司令部は、政府間の國際會議ではないが、日本遺傳学会會長木原博士が單獨で、七月中旬ストックホルムで開かれる國際遺傳学会の会合に出席することを許可した。總司令官は、特に「占領の利益のため」必要の際は前記極東委員會の指令に拘わらず、日本人を國際會議に参加せしめる「暫定的

権限」を有すると説明されている。(六日二十九日UP)

(ハ) 通商交渉権

民間貿易の再開以來一年近くなるが、未だ日本にとり通商交渉権の恢復が認められる徴候はない。通商交渉権の恢復は、主義上の困難よりも、わが國の經濟再建が全て米國に依存せざるを得ないという基本的事實からして、これを早期に期待することは割合に困難ではないかと思われる。

貿易廳は近い將來において、總司令部の承認した買付契約に関し、外國貿易使節團との間に、具体的物資についての細目の買付條件を折衝決定するの権限を與えられることになった。これは日本政府機關が外國人との直接交渉を認められる点で多少の意義があるが、實際は貿易廳に總司令部の下請機關としての職務を行わしめるに過ぎないものであつて、これを以て通商交渉権の恢復と見ることは出来ない。又今年に入つてから再三外國に派遣された日本の所謂貿易使節も、總司令部係官の同行の下に派遣せられ、その使命も日本製品を外國に紹介し同時に海外市場の情報を日本人に入手せしめることを主とするものであつて、これも通商交渉権の恢復とは目し得ない。

但し以上の事實の今後の發展には注意を要する。

(ニ) 外交使節及び領事官の接受、派遣

所謂外交再開即ち狹義の外交権の恢復の問題であるが、これについては現在見通しを立てることは極めて困難である。(註一) 強いていえば、領事官の交換の方が外交官の交換よりも先に來る可能性があるということだけである。(註二)

(註一) この問題については次の二点から疑問が存する。

(一) イタリア等の先例は、これら諸國が今次大戰において後には連合國の與國となつたという特殊な地位に基くものであつて、現在の段階において日本が特に平和條約の締

結に先立つて正式外交の再開を必要と認められる特殊な地位に立っているとは考えられない。

(二) もし米國の外交再開を必要と認めた場合でも極東委員会がこの点について不一致の場合、米國は中間指令によらねばならない訳であるが、この問題が中間指令のカバーする範囲であるかどうか甚だ微妙である。即ち外交関係の再開の如き重大な問題は、前述の対日管理制度の根本的變更に関連するものではないかという疑があるからである。この点については、わが國と中立國との外交関係の停止を指令した一九四五年十月四日の司令部覚書に述べられている「外交使節の存在は、在日連合國占領軍及び連合國最高司令官の地位の目的及び性格と両立するものと認められない」との見解が想起される。しかし又一面では、占領開始以來相当の時日を経過した現在、かかる見解にも變更はありうべきことであり、ヨーロツパ諸國の例にも明らかな如く一定の管理に服することと外交関係を有することとは、必ずしも根本的に両立しないものではなく、わが國の外交権を認めることが管理制度の根本的變更とは必ずしも云い切れないとの議論も成り立つ。

(註二) 實際上外交官の交換より領事官の交換の方が必要性が先に生ずるであろうとの意味である。現に、日本にアクレディットされたものではないが、米國その他の連合國で日本に領事官を置き且つ實際上領事官の職務を執らせている國がある。日本側がらいつても、戦争以來身分、戸籍上の事項を始め領事官の保護取締なしに放てきされている海外同胞は、南北両米だけでも数十万を算する。平和條約締結前であつても、今後通商貿易、海外渡航等の

事項が繁くなれば、相互に領事官交換の必要を益々感じて來るであろう。かかる現実の必要と、領事官の交換の方が外交官の交換よりも主義上の問題を包含することが少い点とから、領事官交換の先行する可能性を認める次第である。

(四) 結語

日本占領について優越した地位を保持する米國の「事実上の平和」推進の政策は、今後何處まで進展するであろうか。それは遂には、平和條約前に、主要交戦國であつた日米兩國の間に、實質上の平和を紹來するの結果を來すに至るであろうか。この問題は、当初に振りかへつて、対日講和會議が何時開かれるかの問題と、表裏をなすものである。今日既に米國のこの態度は、対日処理に関する發言権の喪失を憂うる英、濠、日本の再強化をおそれる中國、比島、自己の肚の内を明かにせずことごとくに反ばつするを常とするソ連から、それぞれの角度よりする反対に遭遇している。この問題の解決は一に今後の國際情勢の推移にまつ外はない。

今日確言し得ることは、唯、講和會議の開催が遅れば遅れるだけ「事実上の平和」の範囲は廣くなり、反対に同會議の開催が、早くなればその範囲も狭いところに止まるであろうということだけである。

「事実上の平和」の内容として要請される事項について

極秘

「事実上の平和」の内容として要請せられる事項

総務局総務課（昭、二三、一二、二五）

終戦以来既に三年半に垂んとし、ポツダム宣言に謳われた日本占領の諸目的も既にその大半は達成せられ、平和愛好国家としての基盤となる諸制度も略確立せられた。然し乍ら現下の国際情勢は日本國民の待望する講和條約締結についても、又、ポツダム宣言第十二項に規定された連合軍の日本占領目的達成に伴う撤収についても、尙予断を許さぬ状況にある。このために日本占領の現段階に即應し、対外関係においても、内政面においても自主的体制の確立による平常状態への復帰が要望される。

今や、日本占領の最後の段階として日本の民主主義制度の効果を將來に確保すべき条件としての日本經濟の自立が至上の命題となつた。然しながら日本經濟の自立は大巾に日本經濟の國際經濟社会への復帰を認めずしては不可能であり、このためには現在のテクニカル、ステイト、オブ、ウォーの枠を事実上部分的に外すことが不可欠な条件となる。

以上の観点より講和條約前において「事実上の平和」の内容として要請せられる事項を現状との比較において列挙すれば次の通りである。

この内容は本臨時國會、予算委員会席上、吉田總理大臣が発言せられた「暫定講和」の内容の裏付けをなすものである。

現状	要望
一、外交	
1、外交関係の停止	1、外交関係の制限的復活
日本政府は連合國最高指令官を通じてのみ外國ミッションと商議し得る	日本政府（外務省）は占領目的と関係ない事項については直接外國政府及びミッションと商議し得る

2、領事関係の停止

3、國際條約への参加

今日までに参加を許された條約は萬國郵便條約、國際電氣通信條約であり、右條約に規定された日本の簡易加入手續により参加したものである

4、國際機關への復帰及び参加

今日までに復^(帰カ)既した國際機關は萬國郵便連合國際電氣通信連合である

る
右商議の内容は連合軍当局に報告しなければならない

2、領事官その他官吏の海外派遣
貿易及び邦人保護の任務に限定して必要な場所に駐在せしめる
右の派遣については事前に連合軍当局の承認を得なければならない

3、國際條約（FAO、WHO、ILO、ITO、ブレトン・ウッズ機構等）への参加
今後は簡易加入手續に関する規定のない條約でも國際行政的、技術的條約への加入を可能ならしめる

4、國際機關への復帰及び参加
イ、新國際機關への参加
前記FAO、WHO、ILO、ITO、ブレトン・ウッズ機構等の國際機關への参加を、右諸條約に加入することによつて、実現する

ロ、既存國際機關への復帰
萬國郵便連合、電氣通信連合の外に、國際行政、技術分野における機關（例えば度量衡事務局、獸疫事務局等）への復^(帰カ)既を実現する

5、国際会議への関与

左記の諸会議にGHQのオブザーバーの技術顧問として日本人が出席した

無線通信専門家会議

国際衛生会議

国際赤十字会議

FAO関係会議

なおILOの会議において日本のオブザーバー派遣方の要請が議決されたが、今回は実現するに至らなかった

6、国際条約の適用の部分的復活

万国工業所有権保護条約に関し、外国人の工業所有権の日本における登録、実施が再開されている

7、通商暫定取極

イ、貿易取極の締結

日本貿易管理者としてGHQが署名する形式で次の協定が締結された

日本スターリング地域間支拂協定
(一九四八、五)

日本フランス連合間支拂協定 (一九四八、七)

5、国際会議への参加

イ、既に日本が加入を認められた国際機関の会議へは日本政府の代表者がその資格において出席する

ロ、右以外の会議でも従来日本の参加していた国際行政部門の会議

(例えば赤十字、工業所有権関係)

には日本政府の代表者として、又ハ、将来日本が当然参加を要請される国際会議(例えばUNESCO、ECAFE)にはオブザーバーとしてそれぞれ日本人の出席を可能ならしめる

6、国際条約の適用復活

国際行政、技術部門の条約(例えば工業所有権保護同盟条約、著作権保護同盟条約等)で日本の加入している条約の全面的若しくは一部制限付の適用を復活する

7、通商暫定取極又は暫定措置

イ、貿易取極の締結

GHQの承認の下に日本側が署名する形式において締結する

日本スターリング地域間貿易協定
(一九四八、八)

日本シャム間貿易支拂協定 (一九四八、九)

日本埃及間貿易支拂協定 (一九四八、九)

日本パキスタン間貿易協定 (一九四八、一〇)

日本和蘭間貿易支拂協定 (一九四八、一〇)

日本瑞典間貿易支拂協定 (一九四八、一一)

二、通商航海

1、対外通信の解除

イ、国際郵便の制限付解禁 (一九四六、九、一〇)

ロ、諸外国との商業通信の制限付解禁 (一九四七、一、二〇)

2、民間貿易の再開

イ、特定商品を除く制限的民間貿易許可 (一九四七、八、一五)

1、近い将来正常状態への復帰を予想される事項

イ、為替レートの設定

ロ、輸入における民間貿易許可

ハ、外貨資金の処分

ニ、実業家の海外渡航

ホ、海外貿易使節の派遣

ヘ、日本側の対外通商交渉への参与
許容

ト、外国人の投資許可(双務的戦時措置の處理)

2、近い将来その実現が要望される
事項

イ、民間業者の海外支店開設

ロ、バイヤー、セラー、コントラクト方式の実施（一九四八、八、一五）

3、外国人、外国商社、外国船の入国及び待遇（一九四八、一二、六 極東委員会決定）

イ、入国
バイヤー以外に次の種類の入国が許可せられた
日本の輸出貿易に関係ある実業家
貿易に関連するサービスを目的とする銀行、保険会社、航空会社、海運会社等の代表者
戦前日本に財産事業を所有していた者

ロ、待遇
外国実業家、商社に対しては無差別待遇をすること
日本商社と直接自由に交渉し得ること
日本の港に入る外国商船には無差別待遇の下にボート及びサービス、チャージを課し得ること

4、在外邦人の地位

イ、在外邦人に対する敵性国人扱いの撤廃
一九四八、七、アルゼンティン

ロ、日本の銀行、保険会社等の海外活動再開

3、対敵通商取引禁止法の処置及最恵國待遇
対敵通商取引禁止法等の戦時立法を改廃し場合によつては最恵國待遇の許與を含む通商暫定取極の締結へ進むようにする

4、在外邦人の敵性取扱の全般的撤廃

において正式に在留邦人に対する敵性国人扱いの措置が撤廃せられた

ロ、在外邦人の凍結資産の解除
現在ブラジル及びペルーを除く中南米諸国においては概ね在留邦人の凍結資産が解除されたとの情報がある

5、海外渡航及び旅券発給
イ、渡航条件適否の審査及び許可は司令部において行い、司令部の指示により日本政府が旅券を発給する
ロ、渡航者の範囲としては、修学、宗教関係、国際会議出席研究調査、新聞報道のためのものが多い。

6、日本船舶の航行及び漁船の操業区域に対する制限（一九四六、六、二二）
右に対する例外として次の事例がある
イ、ペルシャ湾石油積取船就航、印度石炭積取船就航
ロ、南氷洋捕鯨

三、内政
(一) 立法
現在立法に関しては左のような

5、海外渡航及び旅券発給
イ、渡航条件の審査は日本政府が行い、司令部の承認を得た上日本政府が許可し、旅券を発給する

ロ、貿易及び在外邦人保護のための領事官を含む官吏並びに民間人全般に許可する

6、日本船舶の海外就航及び寄港の許可
一般漁船、サルベイジ船の操業区域の拡張並びに捕鯨に関する制限の緩和

管理が行われている		日本の裁判管轄権に服する	
1、法律	1、法律	ロ、刑事	ロ、刑事
政府提出法律案、国会提出法律案共に G S 及び直接関係局の事前承認を必要とする	イ、憲法改正、憲法の直接的附属法のみは、制定前連合軍当局の承認を必要とする	(イ) 連合國人 総て日本の裁判管轄権に服しない	(イ) 連合國軍人、軍属 服しない
	ロ、他の一切の法律は制定後連合軍当局に報告し一カ月以内に異議がなければそのまま実施する	(ロ) 連合國人以外の外國人 日本の裁判管轄権に服する	(ロ) (イ) 以外の連合國人 連合軍当局によるレビューを留保して服さしめる
2、ポツダム政令	2、ポツダム政令	(三) 行政	(ハ) 連合國人以外の外國人 完全に服さしめる
緊急の場合を除いて、正式の指令による。本年七月以降は G S に関しては事後、直接関係局は事前の承認を要する。	治安及び軍事的利益に関係ある場合に限り、正式の指令により制定する	1、一般行政事務 内面的指導等の形式による間接的管理の方式が多い	1、一般行政事務 連合軍当局は日本側の諮問に應じ又は勧告をなすに止めるが、治安および軍事的利益に関する場合は日本側に対し必要な命令を発しうる。
3、政令	3、政令		
G S に関しては定員に関係ある政令を除いて事後報告にて足り、直接関係局に関しては事前承認を要する	事前の承認は必要とせず、その他の手続は 1 のロに準ずる	2、人事権	2、人事権
(二) 司法		イ、直接関係局 人事行政に対する関心の程度に應じ制約の程度は異つている。	中央地方政府の官職の人事は選舉により任命される一切の官職とともに日本側が自主的に行い連合軍当局の承認を必要としない。
外國人に対する裁判管轄権	外國人に対する裁判管轄権	ロ、G・S 普通職（課長以上）については人事委員会が審査に当り G S は人事委員会の審査の決定をレビューする権限を留保している。	但し中央政府の國務大臣級以上、檢察ならびに陸上、水上警察の最高官職の任命に限り事前の承認を必要とする。
イ、民事	イ、民事		
(イ) 連合國軍人、軍属 日本の裁判管轄権に服しない	(イ) 連合國軍人、軍属 服しない		
(ロ) 右以外の連合國人 日本の裁判管轄権に服するが連合軍当局は判決をレビューし得る	(ロ) 右以外の連合國人を含む総ての外國人 完全に日本の裁判管轄権に服さしめる		
(ハ) 連合國人以外の外國人			

3、外國人に対する警察権行使の制限	3、外國人に対する警察権行使の制限
イ、連合國軍人軍属 警察権なし	イ、連合國軍人軍属 國際法上の特権を保有する。
ロ、右以外の連合國人 司法警察権はないが行政警察権 はあると解される。	ロ、右以外の連合國人は警察権に服 する。但し連合軍当局は右の警察 権行使をレビューすることがで きる
ハ、連合國人以外の外國人 警察権あり	ハ、連合國人以外の外國人 警察権あり

73 昭和 23 年 12 月 28 日

昭和 23 年審議室業務報告について

極秘

昭和二十三年
審議室業務報告

二三、一二、二八

一、審議室の業務は、昭和二十三年においても前年に引き続き、もつぱら甲種作業計画（平和條約に関連のある問題について、連合国側の参考となり得べき、客観的資料に基く調書を作成すること）の遂行に重点が置かれたが、関係局、課及び関係各省の熱心な協力を得て、ほぼ本年所期の目標を達成することが出来た。

（英文調書の仕上げに多大の努力を盡された小畑薫良氏の功績と、当室への職員配置及び予算の配布に理解ある取り計ひをされた官房当局の措置を、とくにここに記さなければならない。）

二、昭和二十三年末現在における作業計画の進捗状況は別添甲、一覧表の通

りである。

すなはち、審議室は同年中において、二十二種の研究題目（別添甲の一乃至二十二）をとり上げ、これら題目につき省内又は関係省参加の會議八十二回を開催して審議、研究を遂げた。^(省略)（別添乙、日誌参照）その作業の成果たる調書の作成状況は左の通りである。

イ、GHQ 外交局へ提出を了したもの（十二種）

この外、審議室の設置前に、作成提出されたものとして、領土問題関係四種がある。

題目	提出期日
○裁判管轄権	二三、五、六
○割譲地在留日本人と在日旧割譲地人	五、六
○警察問題	十二、二十三
○漁業問題	二三、七、一六
○海運問題	五、二六
○航空問題	五、二六
○在日外国人の地位	六、一四
○日本の現状（政治篇）	一一、八
(以上第一次計画)	
○工業所有権	一二、二三
○著作権	一〇、
○気象問題	八、九
(以上第二次計画)	
○人口問題	一一、八
(以上追加計画)	
ロ、目下印刷中のもの	・・・六種
ハ、英訳を完了せるもの	・・・一種
ニ、目下主査の手許において検討中のもの	・・・二種
ホ、起草方針を確定せるもの	・・・一種

（欄外記入）

三、前記のGHQへ提出済みの調書は、すべて総務局長の手を通じ外交局係官へ手交されたが、外交局は更にこれを国務省及びGHQの他の関係局へ轉送しているようである。客年故アチソン大使が我方希望意見提出の暗示した態度に鑑み、これら調書の提出は極く非公式のかたちで行はれたのであるが、その後GHQも漸くこれに相当の関心を示すようになった。

(外交局係官が「良い参考資料である」とか、「日本側の意見が明確に表はれていない」(例へば航空問題については、日本が一体航空機の保有を欲するのかが明かでない)等のリマークを洩らし、又GHQの関係セクションが調書の余部を請求して来たり或は調書内の統計資料について質疑をして来るようになった。)

四、明二十四年の業務運営方針

甲種作業計画は、客年審議室設置直後予定された第一次計画及び本年二月決定された第二次計画の作業の大半を既に完了し、目下追加計画の作業に入っているのであるが、明二十四年からは、甲種の残余及び追加の作業と併行して、いよいよ乙種作業計画、(平和條約の規定の対象となるものと予想せられる事項について、端的にわが方の主張や要望を盛り入れた調書を作成すること)に入る段階に来たものと考えられる。最近入手のパリ平和會議に提出されたイタリア政府の意見書を検討するにつけても、この種作業の重要性和早目にこれに着手することの必要性を痛感される次第である。

〔附〕

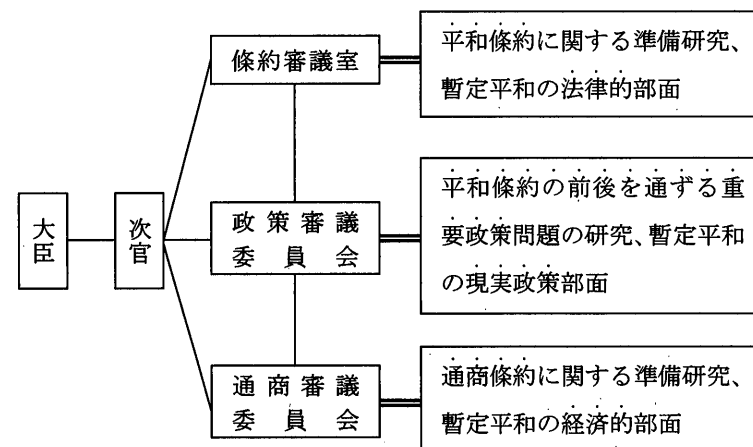
○政策審議委員会及び通商審議委員会との関係について

審議室は、平和條約に対する準備事務が本省各局の主管事務にまたがるのに鑑み、これが総合的処理機關として次官直屬のものとして設置されたのであるが、本春、通商條約の準備事務を処理するため通商審議委員会が設置され、近くまた政策審議委員会を設置しこれが当面の担当事務として暫定平和の促進に関する事項を与へようとする議が考慮されている。この

三つの綜合機關の運営は、一方重複競合を避けると共に、他方相互間の有機的連関を保つことが肝要であると思考される。

審議室としては、前記の如く、何時かは現実の問題となるであらう平和會議に対する準備として、乙種に属する比較的長期の作業計画が今後前面に出て来る訳であるが、甲種の残余及び追加計画に属する作業も併行的に継続しなければならない。しかして後者は従来と同様、平和條約前の問題(従って暫定平和と関係のある問題)にも觸れて来る次第であるが、今後は暫定平和の現実的政策部面並びに經濟部面は、政策及び通商兩審議委員会にこれを一任し、審議室はその法律的部面に専念することが適當であると思考される。

今右の三者の関係を図示すれば左の通となる。



(欄外記入) 關係各省の委員も一ヶ月に一回位は集めて極く簡略に作業進捗状況を話すことにしては如何(そは予算を取る上にも必要と思ふ極く形式的にて可) 大野

条約審議室に特別委員会を設置する件に関する高裁案

極秘

高裁案 昭和二十三年十二月二十八日起案

同 年 月 日決裁

主管 條約局長 主任 條約課長
審議室事務主任

大臣 総務局長 総務課長

次官 調査局長

管理局長

萩原事務官

條約審議室に特別委員会をもうける件

條約審議室は、作業計画のうち甲種の作業は順調に進行し、おつて、今や乙種（日本の主張なり、要望なりを表明し得る場合にそなえて、特定問題に対するわが方の主張、要望、批判をそつちよくに述べた書きものを作成しておこうとするもの）の作業にとりかかり得る段階にきた。

この作業の実施は、次のような方式によることにしたい。

なお、現に考慮されている政策審議委員会の発足の上は、平和條約ないし暫定平和に関する問題中現実的、政策的部面の研究のごときは、これに一任し、これとの重複を避けることとしたい。

右高裁を請う。

記

一、條約審議室に特別委員会を設ける。

委員は、次の通りとする。

西村 萩原 小長谷 下田

湯川 三宅 宇山 後宮

二、委員会は、次のように運営する。

イ、委員会は、萩原委員を主査とし下田委員を幹事とする。

ロ、委員会は、とりあげる問題を自ら決定し、且つ、各問題について討議して調書にもるべき内容を決定する。

ハ、委員会は、決定した内容をもつた調書を作成するに当つて委員自ら起草することにし委員外の人の手をかりてはならぬ。

ニ、問題によつて、委員外の協力を絶対に必要とするものについては、その問題にかぎつて、特別の者に協力してもらう。

三、委員会の作業は、日本文で調書をつくり、これを次官、大野、松平、倭島、萩原、西村の六人会議で、検討して、最後案を仕上げる。

（以上）

（参考）

特別委員会でとりあげる問題（案）

一、領土問題

二、主権制限問題

イ、一般的制限

ロ、裁判管轄

三、安全保障問題

イ、対外的安全

ロ、国内治安

四、條約履行保障問題

五、天皇制問題

六、戦争犯罪人

七、（イタリアが対伊平和條約案について連合国に提出した意見書を参考として）わが方の想定的意見書を作ること。

編 注 「西村記」として「大臣の決裁を得たるも部内に反対つよく実施に至らずして終れり」とある。

政策審議委員会設置に関する高裁案

- 付記 1 昭和 24 年 2 月 2 日 政策審議委員会の運営方式案
- 付記 2 昭和 24 年 2 月 2 日 政策審議委員会の採り上げるべき事項
- 付記 3 昭和 24 年 2 月 2 日 政策審議委員会の運営にあたり注意すべき事項

極秘

昭和二十四年一月 四日起案
昭和二十四年一月二十七日決裁

主管 総務局長	主任 総務局総務課長
大臣 次官	條約局長
	調査局長
	管理局長
	特殊財産局長
	特別資料部長
	情報部長
	人事課長

高 裁 案

政策審議委員会設置の件

今般外務省内に左記要領により官制によらぬ政策審議委員会を設置することと致したい。

右高裁を仰ぐ。

記

一、國際情勢の正しい國政への反映と対日管理政策の理想の実現に資し、且つ平和條約の前後を通ずる重要政策問題の研究及び暫定平和の現実的政策部面についての研究を行わしめるため外務省に内規による政策審議委

員会を設置せしめる。

右委員会においては國際情勢の判断研究及び日本管理政策に関する問題についての研究に重点を置き隨時生起する現実の政策問題処理のための指針となる事項を審議するものとする。

なおこの委員会は通商審議委員会、條約審議室等の作業の遂行に当り則るべき最高方針を審議し且つ必要に應じ相互間の調整を行うものとする。

二、政策審議委員会の構成は左の通りとする。

(1) 委員会

委員長	外務次官
委員	総務局長
	條約局長
	調査局長
	管理局長
	特殊財産局長
	情報部長
	審議室員一名

(2) 幹事会

幹事長	委員たる審議室員一名
常任幹事	政務課長
幹 事	総務課長（総務局）
	條約課長
	調査一課長
	特資一課長

幹事は右のほか必要に應じ、追加指名することができる。

幹事会は原則として右六名をもつて構成し、審議題目に應じ関係課長の参加、協力を得て作業を行う。

(3) 書記局 総務局政務課がこれに当る。

三、運営

幹事会において特定題目に関し特定課の協力を要請した場合の作業は、通常の事務の通り当該課の局部長の所管の下にこれを行う。

幹事会は、右作業に基き審議研究し、幹事会としての作業を完成し、これを委員会に提出する。委員会においては幹事会の作業の結果に基き審議検討し、委員会としての決定を行う。委員会において審議の結果得られた結論に対する外務省事務当局としての採否及びその取扱い振りの最終的決定は、幹部会において行うものとする。

四、機密保持

機密保持に関しては関係係官がそれぞれ責任を負うことはもちろんであるが、委員会としては幹事長が機密保持に関する責任を負う。

なお委員会運営全体に関しては、委員長が責任を負う。

(付記1)

極秘

○政策審議委員会運営方式(案)

昭和二四、二、二

一、委員会

- (1) 委員会に於て決定したる事項中必要あるものは外務省幹部会にかけて外務省としての決定を下すものとする。
- (2) 委員会に於ては幹事会に於ける審議状況を詳細に報告し高度の政策的見地より審議を行うものとし必要に應じ幹事の出席を求めることがある。
- (3) 委員会は積極的に問題を提起し幹事会に対し立案を命ずることが出来る。
- (4) 委員会は少くとも月二回開催する。

委員長	外務次官
委員	総務局長
	条約局長

調査局長
管理局長
特殊財産局長
情報部長
審議室員一名

二、幹事会

- (1) 幹事会は幹事会の取纏め役たる幹事長、常任幹事及び幹事を以つて構成し政策審議委員会運営上の中核体としてその推進に当る。
- (2) 幹事会は審議題目が決定した場合は右題目に関する主たる担当課長及び審議に参画させるべき関係課長を決定し、之等課長を含めて右題目に関するスタディ・グループを作り原案を作成する。
- (3) 幹事会が担当課長を決定した場合には当該課長の所属する局部長を通じ担当課長に連絡することとする。
- (4) 幹事会は少くとも一週間に一回定例的に開催する。

幹事長	委員たる審議室員一名
常任幹事	政務課長
幹事	総務課長(総務局)
	条約課長
	調一課長
	特資一課長

備考

- 1、幹事は以上の他必要に應じ追加指名されることがある
- 2、関係課長は問題別に幹事会に出席することが要請され得る
- 3、委員は随時幹事会に列席することが出来る

三、委員会書記局

書記局は幹事長と密接に連絡しつつ政策審議委員会の各種の会合の招集、資料の整備、省内各部局との連絡その他に関する庶務一般を担当する。

(付記2)

極秘

昭和二四、二、二

○政策審議委員会の採り上げべき問題（案）

- (一)内外情勢の正確なる判断を行い我が國外交政策の樹立に資するを根本問題とする。
- (二)右に必要な業務は外務省担当各局部において一應常時行っている次第であるから政策審議委員会においては全省的な機能を挙げて研究を要すべき最も緊要な問題を採り上げて審議し、対処方針を確立するに努めるものとする。
- (三)條約審議室、通商審議委員会等の運営に当つてもその根本方針及びその作業項目に関する調整方針等に関しては政策審議委員会において審議することとする。
- (四)右(二)の趣旨に沿ひ差当り政策審議委員会として採り上げるべき問題は左の通りである。
- イ、平和條約問題については從來の研究作業を速かに完了することを促進する建前とし又平和條約問題の推移に関し連合國側の動向及び見解を定期的に綜合し、対処方針を決定する。
- ロ、平和條約と関連し、單獨講和の可能性とその得失についても検討する。
- ハ、日本管理政策の推移と國際情勢の變轉とをにらみ合わせ、事実上の平和促進の立場より隨次^(時カ)生起すべき問題を体系的に分析し検討する。
- ニ、安全保障の問題については米ソ關係を中心とする逼迫せる現在の世界情勢に関する組織的研究を行いこれに基き対処方針を研究する。
- ホ、紋上の諸問題の基本となるべき國內及び國際情勢判断の正確な判断に最も力を注ぐこととする。

(付記3)

極秘

昭和二四、二、二

○政策審議委員会の運営に当り注意すべき事項（案）

- (一)機密保持に関してはさきの平和條約關係の「リーケイヂ」問題にも鑑み充分注意することが肝要である。従つて漏洩を防止するための具体的措置を確立するを要する。
- (二)民主主義國家としての日本の外交政策決定の具体的方式については未だ將來に残された問題であり、憲法七十三條の規定の運用についても具体的事項は未だ確立していない。本委員会の作業はこの点に漸次外務省の立場を固めて行く爲に必要な問題を研究し慣例的なものを樹立して行くことに意を用うべきである。
- (三)作業の遂行に当つては実務を担当している部局と調査を担当している部局との持つ特色を有機的に綜合することを狙うべきであり外務省本來の事務当局を全省的に活用するように充分配慮する必要がある。

日本の安全を確保するための諸方法に関する考察

日本の安全を確保する諸方法に関する一私的考察（未定稿）

（条約局法規課作）

一、方 針

日本の安全を確保する方法としては左の三案が考慮せられる。

（イ）永世中立の宣言

（ロ）特定国との同盟条約の締結

（ハ）相互の安全保障機構の設立

右の中、各々一長一短があると考えられる。（イ）の場合は世界の平和の確保に積極的に参加、貢献するという主体性に乏しく（ロ）の場合は相手国如何によつては最も現実的に安全が確保される所以であるが必然特定の侵略国を想定することとなり、かえつて國際の紛争を誘発するところとなるであろう。加うるに同盟条約により相互に軍事的援助をすることは、結局日本としては一方的に相手國の武力に頼ることとなり、之は憲法第九條の趣旨にも反することとなるであろう。結局（ハ）の相互に安保を保障し合うことが最も適當ではないかと考えられるがその実効性については（ロ）に及ばないと考えられる。何れにせよ先ず右の三案の利害得失について徹底的に究明する必要がある。

二、（イ）永世中立宣言案

本案については左の点考察の必要がある

（1）永世中立國發生の経緯

（2）永世中立國の現國際法上の地位

（3）永世中立國と國際連合との関係

（4）永世中立により安全の確保された事実

（ロ）特定国との同盟条約の締結

（1）同盟条約の内容（第三國に向けられない一般的同盟条約は事実上可能であるか）

（2）平和確保の実例

（ハ）安全保障

（1）安全保障の世界的機構として、國際連合があるが、日本の安全確保のためには、右連合の一員となるだけで充分であるか、右連合憲章の認める地域協定をも併用すべきであるか

（2）地域協定をも併用すべしとする場合更に左の問題が発生する

（a）各國別の個別協定とすべきか

特定の地域内の國全部を含む一般協定とすべきか

（b）後者の場合如何なる地域を含めしめるべきか

米國を含む太平洋沿岸諸國とすべきや、東亞地域とすべきか

（3）右地域協定の内容としては左の事項が考慮される

（a）領土の保全、政治的独立を主内容とする不可侵條約（ソ連を中心とする一連の不可侵條約、例、一九三二年リガに於て署名のラトヴィア國ソ連間不侵略條約）

（b）所謂不戰條約の再確認

（c）侵略の定義に関する條約（例一九三三年ロンドンに於て署名せられた五ヶ國條約）

（d）自衛權の定義に関する條約

（現在の極東國際裁判々決に現らわれた見解をその主たる内容とするもの）

（e）紛争の平和的解決に関する條約

これについては

（イ）平和的解決手續に関して

（1）所謂法的紛争を義務的裁判に附しその他の紛争

を調停手続に附すべきか（例ロカルノ諸協定）

- (2) 調停手続に附された紛争については双方当事國
がその結果を受諾しないときは紛争が未解決の
ままとするおそれがあるから、調停成功しない
ときは、更に之を義務的に裁判に附することとす
べきか（例一九二六年のスウェーデン、ノルウェ
ー、デンマーク、フィンランド諸國間の條約）
- (3) 法的紛争と然らざる紛争との區別をやめ、一切
の紛争を調停手続に附しこれが不成功の場合更
に義務的に裁判に附することとすべきか（例一九
二四年伊・スイス間條約）

(ロ) 平和的解決機關に関して

- (1) 裁判機關は國際司法裁判所のみとすべきか、そ
の都度設立される裁判機關をも認むべきか
- (2) 後者の場合その組織を如何にすべきか
- (3) 調停委員會の組織を如何にすべきか

(ハ) 解決のための適用さるべき準則を如何にすべきか

(イ) の各場合に應じ必然國際慣習法及び條約のほか、
衡平を適用すべき問題が発生する

三、前記一の三案の各場合を考究し、最も適當であると考えられる案につい
て、條約案を作成之を外交政策の基調として確立すべきであると考えら
れる。

77 昭和 24 年 6 月 2 日

日本中立論に関する考察

極秘

日本中立論に関する若干の断想

（欄外記入）

一、マ声明の意図

日本の中立を希望すべき旨のマ声明は、從來屢々聞かれた日本同盟國
論と鋭い対照を示しているが、このマ声明に導いた動機は何であるか、
又額面通りに受けてよいであろうか。

日本に増兵し將來長く日本を対ソ戰略基地化^(ママ)そうとするマの意図はロ
イヤル長官の声明に現れたグローバル・ストラテジーの見地よりするワ
シントンの日本輕視論によつて破られた。既に米國が日本を積極的に戰
略基地として利用しないとすれば、次善の策はソ連にもこれを利用せし
めないことである。そしてそれには日本を中立化することが論理的帰結
となる。

しかしマは日本利用の意図を全然的に放棄したとは思えない。「日本は
東亞における英米權益擁護の基地なり」とし、更に進んで「日本が攻撃
された場合には」という留保つきながら「日本で徴兵して共に戦わせれ
ば、日本人は最良の歩兵なり」とのマの言は、衣の下に着込んだ鎧をの
ぞかせたものと見えよう。

二、中立維持の可能性

- (1) 一般的に言つてグローバル・ウォーフフェアに中立の維持しがたいの
は定論である。戰略的に第一義的價值なき地点と雖も、グローバル・
ウォーフフェアになれば、少しでも有利な地点を自己の陣營に確保し
ようと両交戰國が働きかけるのは自明の理である。又米國は最近に
おいて他國の中立を放棄せしめるのに最も熱心であつた國である。
今次大戰における南米諸國に対する中立放棄のための圧迫、桑港会
議に中立國を参加させなかつた経緯、今般の北大西洋條約締結に対

し、中立的立場を維持しようと努めた瑞典に対し武器不援助をもつて圧迫を加えたが如き比々として皆然りである。

マ元帥自身も前記マ声明の後で「今でこそ日本は軽視されているが、一端戦争勃発の暁は、この方面にも兵力の集中が行われ戦略基地化されることは必至である」旨の言説を発表している。

- (2) 仮に米國が日本より撤兵し、その中立を希望してもソ連はこれを尊重するであろうか、日本人を扶養する義務を免れるためにソ連は日本を占領しまいという米國側の一部の意見の如きは、米國式考え方の眼鏡をもつて、ソ連を見るものである。ソ連にとつても千島、カムチャッカを有する以上戦略的には日本を確保すべき絶対の必要はないかも知れない。しかし、滿洲、中國、朝鮮を通じて日本へ送り込む原料と日本の工場施設を直結して、或は日本人の労働力を徹用してソの戦力増強に資する希望は、たとえ戦争の初期においても、強いに違いない。(勿論このばあい米國の爆撃による妨害は計算にいれねばならぬが) かかる希望がある場合、ソの対日占領は^(未カ)未必の事柄ではない。ソに制空権、制海権無しというも若干の空挺部隊と國內第五列の内應により、易々として、日本の全土はソ連の制圧下に置かれ得よう。

そのばあい果して米國は直ちに全面的な日本解放の挙に出るかどうかは疑問である。工業的には勿論戦略的にも第二義的な日本の解放は米國にとつて焦眉の急ではなく、むしろ歐洲中東間の主戦場において大局を決し、戦争の総決算の結果として日本の解放を見るのでなかろうか。

三、中立維持の努力

再生日本の外交の主眼が國家の安全保障と復興にある以上、能うべくんばわが國の中立維持を希むは当然であろう。

少くとも可及的に中立維持に努むべきであろう。

しかしその方策是一片の中立宣言をもつて足れりとするが如き簡単な

ものではない。内外兩國策に亘つて細心鑠骨の苦心を要する。

まず当然のことながら、戦争勃発の後中立を宣言するのみでは意味がない。これは洞ヶ峠に座すことと見られ、両交戦当事者から猜疑の目をもつて見られ、中立の早期破綻の因となる。すなわち事前に、國是として中立國なることを宣明し、且つ日常の内外施策にその実を現わす必要がある。かくてこそわが國の中立尊重の國際政治的雰囲気醸成に役立つのである。

永世中立時代のベルギー國の刑法に同國の中立逸脱に導くが如き行爲を罰する條目のあるのは注目を要する。特に日本のばあい対共産党政策は慎重を要すべく、軽々に非日委員会等を設立運用することは禁物である。フィンランドが一應ソ連國と見られつつ、なおかつ常にその國內施策につき反ソ的との攻撃をソ側より受けているのを見れば思半ばに過ぎるものがある。

半面共産党と必ず連立政権を作る要ありとまで進む必要もあるまい。芬蘭の立場にありながら尚且つ共産党を野党にしている例を見るべきである。

他方外交政策においても慎重を要する。太平洋條約の如きに参加し得ないことは勿論であるが、それ以外にも例えば國際会議における挙措についても慎重に考慮を要する。中立的立場を維持せんとする印度が、太平洋條約非加入をとえ、國連においてソ連の反対するヴィトー制限案に棄権したるが如き又中共政権をいちやく承認せんとするやの情報あるが如き、中立的立場の外交というものの機微を察せしめるに足るものである。又戦争勃発後両交戦國に対し中立尊重の再確認を求めることもベルギーの前大戦当時の外交措置に先例を見出し得る。

なお、中立維持の立場を主張するに急にして、國連非加入を説くものもあるが、米ソ戦のばあいは拒否権の關係上制裁戦争は成立しないから、米ソ戦に中立を維持することは國連加入後も可能である。

又わが國の講和条約に關係し領土割讓の代りに米國へ軍事基地を貸與

するようなアレンジメントが出来た場合（國連の基地の名目のもとであったとしても）、ない至にかかるアレンジメントを希望する場合と雖も、その基地地区は往時の租借地の如く法的に全然日本の主権外の地域としなければ、中立の立場との矛盾を招来することとなろう。

要するに内外万般の施策に亘つて不偏の態度を維持することを要するわけで、一部の論者の言うが如き好意的中立という態度は表面に出して維持することは何の役にも立たない。

なお、附言すればわが國としては戦争中特に中立維持の間中自己の國內治安を維持し、且つ海外必需品の自力輸送を確保するため警察力の増強と船腹の確保は前廣に手配して置く要があろう。

四、事端切迫の際の考慮

わが國として可及的に中立を維持することを希望するは勿論であるとしても、その希望が終局まで実現される可能性の少いことは前述の通りである。或る時期になれば、相手交戦國よりする中立侵犯の先手を打つためと称して中立破棄を迫られることはベルギーの二回に亘つて経験したところである。平常においてわが國が表面上一國に対する好意的中立の態度は執れないことは前述の如くであるが、かくの如き事態切迫の際にそなえ内心の「操」はどちらに立てるかについて明確に肚を決めて置く要がある。

蒸溜水の中立態度をとり先に侵入した方、ない至侵入を企図した方を侵略者、中立侵犯者と看做して、これに戈を向けることを余儀なくされる（憲法上の交戦権放棄の問題は暫く置く）が如きは琴柱に膠して琴を弾ずるの類であつて、須く長期に亘る國家的利益の見地に立つわが國の内心の「操」に一致した行動を遲疑なく措る要があろう。この意味において日本の中立を規定する條約が出来の方がよいか、北欧諸國の中立の如き一方的自主的中立に留まるがよいかも考慮に値すべく、又條約が出来ても單に各國が日本の中立を尊重するのを約束するに止まる方がよいか、更に進んで各國無差別に中立侵犯に対し日本援助義務を規定するが

よいかも考慮する要があろう。又若し日本援助義務を規定する條約が出来たばあいは、その規定方式、援用方法については、前述の如き内心の「操」と現実の政策を一致せしめ得るよう細心の注意を要しよう。

又内心の「操」を立てる相手の対日関心、対日執着を予め増強して置く目的のためにもかかる相手國の対日投資を大ならしめる要があろう。

（欄外記入）後宮課長から 2-6-49

78 昭和 24 年 9 月 19 日

対日講和會議問題の新発展の見通し

極秘

対日講和會議問題の新発展の見通し

昭二四、九、一九

一、極東問題の基本的動向

1、極東問題（國共紛争、台灣帰属、香港防衛、佛印防衛、南方独立運動、日英經濟調整、朝鮮統一運動）が急調に深刻化し十一月頃には最悪の事態になること

2、國際政局における極東の地位が昂まつたこと

3、対日講和方針の決定は他の極東問題決定の前提であること

一、最近における三國會談において決定されたと判断される事項

1、対日講和の行詰り打開の方途を講ずる

手続問題については、米は依然拒否権なしの十一カ國方式を固執しているが、新提案を行う意図を有する

中共の中國制覇を認める

英は中共を中心とする新政府が出来るときはこれを事実上承認し、米はその後における中共の対米態度を確かめた後態度を決する

2、北大西洋條約の如き方式の太平洋同盟締結のカレント・ベイスは存在しない

東南アジア民族運動は支持する

(ソはヴィ外相の訪米を機に再度対日講和問題を採上げるであろう)

一、米の対日講和に関する基本的方向

1、対ソ

(イ)ソ連に対する不信、ソとの交渉の無益であることの確信(特に最近の澳太利條約起草の停頓)を有っている。従つてソを含めた平和條約で米の期待に副うものは出来ないことを確信していること

(ロ)現在の勢力関係のまま、米ソ間に一線を画し、ソ連地域を隔離すると共に両勢力の接地点に安定地帯を設けること(西独の例)

(ハ)ソは宥和政策をもつて対処し來ることを予想していること

2、対日

(イ)日本を軍事上の基地たらしめること

(ロ)ソの平和攻勢と日本人の民族主義的運動の漸増を予想し日本人の民心把握に努めること

3、対英

対中共方針(貿易、承認)に関し英を協調せしめるため、英の要求を考慮すること

一、ソの対日講和に関する基本的動向

1、中共の進出による戦略的地位の強化、講和会議における中共代表問題の提起、米占領軍の撤退要求等の点から講和会議開催には賛成であること

2、ユーゴー問題解決のため極東問題で実質的損のない譲歩を考慮すること

一、英の対日講和に関する基本的動向

1、対日問題処理に関する米の一方的態度に不満を有っていること

2、事実上平和の方式は、日本に何等の制限を加えずに國際社会に放つことで、英連邦としては失うところ多く得る所少いこと

一、判断

1、一般に対日講和の機が熟したと判断されること、占領継続の方針を確定する前に、國際的輿論に対し講和会議開催の熱意を表明する要があること、條約の出来る可能性が少々あること(而も唯一のチャンス)、英の要求を容れる要があること等の観点から会議開催の努力をする

2、從來の方針、日本に対する米の特権的地位に関してはソと妥協はしない

3、拒否権づきの四國方式はとらないで左の何れかによる

(イ)三分の二多数決による十一カ國方式で会議を強行し、ソが協調して來ないときは、會議決裂の責任はソにあることを明かにして、會議を無期延期する(これにより英の面目を立て)か

(ロ)會議前に基本問題に関しソとの話をつける(実質的には拒否権づき四國方式)か

(ハ)米が關係國を全部招請し手續問題を多数決で決めるか、手續問題に触れずに話を進めるか

(ニ)四國外相の共同で會議を招請し、手續問題に触れずに話を進める

4、米は中共をなお当分承認しない方針を採るであろうから、況して中共代表を會議に参加せしめることは考えていないと思われる。従つて、もしソが會議を友好裡に進捗せしめるならば、ソの意見が中共の見解を代表するであろうが、そうでない場合は(この場合の方が確率は多いが)、中國に関する問題は解決しない

5、會議の進行が思うように行かないときは、米は單獨講和は行わず、前記のように會議を無期延期し、事実上平和体制の確立を急ぐであろう

単独講和の可能性およびその利害得失について

極秘

単独講和の可能性及びその利害

昭二四、九、二四

一、単独講和の意義

単独講和とは日本からみて一部の國と平和状態が回復し他の國とはテクニカルな戦争状態が存続する形態を意味するのであるが、ここには主として米英その他の大部分の國と平和状態が回復し、ソ連（中國）とは回復しない場合を考察した。

平和の回復とは平和條約の成立によるのが原則であるが一方的宣言による平和の可能性にも一言した。

なお、全連合國間の単独不講和の約束は一九四二年一月一日の連合國共同宣言に「各政府は・・・敵國と單独の休戦又は講和をなさざること」を誓約する」という約束があるのが根拠である。その外に一九四三年十月三十日の米英ソ華共同宣言には「右四國中共通の敵國と戦争しつつある國は該敵國の降伏及び武装解除に関する一切の事項につき協同して行動すべきこと」が約束されている。

ソ華間には別に一九四五年八月十四日の友好及び同盟條約の第一條第二條に特別の約定がある。

しかしながらこれは連合國間の問題であつて我方は関知しない問題であるのみならず

(イ) 単独不講和は單独に Lay down arms をしないとゆう意味が主で、無條件降伏した敵に対して無限にテクニカルな戦争状態をつづけると約束した意味と解すべきではあるまいし

(ロ) 米國は條約審議手続について合意が成立して會議さえ開ければ結果は單独講和になつても連合國共同宣言違反にはならないとの解決を

とつていられるし（後述拒否権なしの十一カ國方式の意義）

(ハ) 現に対伊平和條約等の場合には積極的に戦争努力をした二十一カ國には諮問したが、イタリアと單に戦争状態にあつただけの國で連合國共同宣言に署名した國との間の單独不講和の約束は無視したわけである。

等の点からみて今日までの所大國間の協定の維持とゆう政治的考慮から單独講和を避けて來ているのであつて、従つて政治的考慮から單独講和をしようと思つた時には法律論は何か理屈をつけて克服し得るものであると前提して研究した。

二、單独講和の可能性（その一、一般論）

平和條約（全面單独の別なく）が出来ないのは米國の態度が主たる要因であり、今日の情勢がそのまま推移すれば出来る可能性は甚だしい。即ち將來それが出来るためには主觀的條件（アメリカの対日認識）の変化と客觀的條件（主として米ソ関係）の変化とを要するであろう。

(一) アメリカが対日政策上、平和條約を作る必要があるとの認識に達する（これは我方の促進のための努力如何にもよる）という主觀的條件と

(二) 米ソ関係（殊に極東における）が好轉か惡轉か何れかの方向に一步進むとか、アメリカのタクチックに相当の変化があつた場合

(イ) 米ソ関係の好轉 米ソ関係の全面的好轉又は双方が相手の腹は十分知りつつ極東において冷い戦争の停戦をしようというような場合

(ロ) 米國のタクチックの変化 米國が対ソ外交攻勢の一方策とし又は極東における反共陣營の強化の一方策として対日平和條約問題を取り上げる場合

(ハ) 米ソ関係の惡化 極東における米ソ関係が更に惡化し米國が日本を眞に味方に引き入れようとする場合
等の如き客觀的條件を必要とするであろう。

右の如き客観條件の如何により出来る平和が全面平和になる可能性の多い場合（前記二の(イ)の場合時には(ロ)の場合も）と單獨講和になる可能性の多い場合（前記二の(ハ)の場合、恐らく(ロ)の場合も）とがあるであろう。之を要するに今日の情勢で近々平和條約が出来る可能性は少いが、情勢が変化していよいよ出来るといふ場合には單獨講和になる可能性は決して少くはない。

三、單獨講和の可能性（その二、その各種の形態）

以上のような一般論を別としてもう少し分析的に平和の出来る形態と單獨講和の出来る可能性を考えれば、單獨講和になる場合は左の何れか一つであろう。

(A) ソ(中)を含む会議は開かれたがソ(中)が條約に調印(批准)しない場合

(B) ソ(中)を含む会議は開かれたが、議事がまとまらない場合

(C) ソ(中)を除いた会議が開かれて條約の出来る場合

(D) 條約によらないで対日戦争状態の終了を宣言する方式

(D) は特殊の形態であるので、次に先ず(A) (B) (C) の可能性を論じその利害を検討した上で(D) を別に検討しよう（六参照）

(A) 及び(B) ソ(中)を含む会議が開かれたがソ(中)が條約に調印(批准)しない場合、又は議事がまとまらない場合

批准しない場合については、そのような事態になる公算は極めて少いので、その他の場合について述べると、審議が四國方式又は十一カ國方式でも拒否権付きの場合はソ(中)がどうしても條約案に同意しなければ会議は流会になる外ないであろう。(後でソ(中)を除いた会議を別に開けばむしろ(C)の場合になる)

しかし(イ)十一カ國拒否権なしの方式の場合又は(ロ)票決手続を明定しないで会議を開いた場合、ソ(中)が途中で脱退し又は條約案は出来たがソ(中)が調印しないという場合が起きる。

殊に米國方式は、「ある國が大多数の希望する條約案に反対ならば

調印批准しないことは自由でもち論調印批准を強制することは出来ないが、大多数の國が條約案を裁決し調印批准し自分等と日本との間に條約の効力を発生せしむることを少数國が妨害することは出来ない」ように発案された方式で（バーンズ参照）むしろ單獨講和を予期したものである。それはいわば、『はじめにこういう審議手続に同意したのだから單獨不講和の約束にはも早や拘束されない』という口実を作らんとするものであるとも言い得る。

米國が本氣で平和條約を作ろうとすれば十一カ國拒否権なしの方式を再び強く主張する可能性が多いし、ソ(中)も結局これに同意する可能性もなしとしない。一旦米國方式で会議が開かれれば結果は單獨講和になる可能性は少くない。

(C) ソ(中)を除いた会議が開かれて條約が出来る場合

先ずソ(中)をも含めた会議を開いて会議が決裂すればソ(中)を除いた会議を開くという事はあり得る。

又米國が何等かの事情（わが方促進工作の成功とか対極東政策に新展開を求めるとか）で平和條約を本氣で作ろうという氣持になればソ(中)が不参加でもかまわぬという腹で会議を招請する可能性がある。もち論ソ(中)をも招請するというジェスチュアはとつた上であるがソ(中)が代表を送らなければ、そのまま会議を開く腹でイニシアチヴを取る訳である。

米ソの対立關係が今日より悪化すればこの可能性は増大する極端な場合にはソ(中)をも一應招請するというジェスチュアさえ取らない場合もあり得る。

以上の如く全面講和の積りでも單獨講和になつてしまう可能性は常にある訳であり（(A) (B)）又米國が平和條約を作ろうと決心すれば、あるジェスチュアをとつた上で單獨講和に進む可能性（(C)）は相当にあるといふべきである。

もつとも米國がその位の決心で事を進めれば、ソ(中)は自分だけが講

和しないことは対日宣傳上不利益であると考えて同調することもあるであらう。

四、平和條約の内容から見た單獨講和の利害

單獨講和の場合 平和條約の内容が全面講和の場合とどのように変わるかの問題は予想困難であるが、概していえば、駐兵問題を除いては、あまり大きな変化はないであろうと思われる。

戦後駐兵の問題は單獨講和の場合は長期駐兵にきまる可能性が多い。撤兵希望論の立場からすればこの点だけは明に不利になる。結局單獨講和の利害はいかなる安全保障方式をとるかの問題に帰着するといつても過言ではない。而して右以外の点については

(一) ソ連が出席している会議で平和條約が起草されれば、ソ連（及び中國）に対して他の諸國が團結する一從つて濠洲、フィリピン等も米國の主張に同調する一傾向を持つであろう。しかるにソ連が出席していなければ、濠洲、フィリピン等が、その主張を固執し、米國がこれ等の諸國をアピーズしようとすれば、対日條件が苛酷になるということは一應考え得る。

但し、ソ連が出席していなければ、アメリカは大胆に共產主義の脅威を説いて、濠洲等を納得させることが出来るとも考え得る。

(二) 「四カ國拒否権あり」の方式ならば、ソ連の主張をある程度認めなければ條約が出来ない。これに反してソ連が出席していない場合及び出席していても「十一カ國三分の二」方式（拒否権なし）でソ連の主張がルール・アウトされて行く場合は、ソ連の主張で我方に不利なもの（天皇制、警察力の制限、戦犯の追及）が條約に入らないですむ。ソ連の主張が入った方が我方に有利になるという問題は少いのではないか（平和産業の制限撤廃の如きもソ連の軍事産業の定義次第で必ずしも有利でない）

(三) ソ連（及び中國）が入っていないならば対ソ（中）関係の問題で他の連合國が日本のために解決してやろうとする問題は解決出来ない。（俘

虜抑留者の返還の如きその一例であり、ハボマイ、シコタンの帰属漁業の自由等はソ連の入らない條約で我方に有利に解決されても実効を伴わない）

(四) 單獨講和の場合といえどもソ連（及び中國）が後から條約に加入し得る余地を残す場合にはソ連（中國）の主張で連合國の既に一應認めているものは條約に入れられるであろう。その場合には條約の内容はあまり変らない（例えば樺太、千島（台湾）の帰属の如きはソ連（中國）のために留保するであろうし、賠償の取分も留保して置くであろう）

尤も米英その他とソ連（中國）との関係がオープン・スプリットにまで悪化した時に出来る單獨講和はこの限りでない。

五、單獨講和の場合の日本の地位

單獨講和は大部分の連合國との間に平和状態が回復し、二、三の國とは法律上の戦争状態が続くことになる。従つて

(一) 大部分の連合國との間に外交関係が成立し、日本は國際関係において相当の自主性を持ち得るに至る。今後更に國際関係が悪化するような場合、米英その他の相当数の國に対してある程度自主的な立場に立ち得る價值は過少視し難い。

(二) 通商上も大部分の連合國との関係は一層自由になる。平和條約によらずして貿易の改善は相当程度可能であるが、居住、航海等廣義の通商が英連邦諸國その他すべての國に対してある程度以上に改善されるには結局平和條約に待たなければならない状況である。しかしソ連及びソ連圏諸國（日本はチエツコ、ユーゴ、ポーランドと戦争状態にあると思われる）との貿易は何れの途大したことはないし、中國は大きい、何といつても両米、南方、近東等との通商が完全に自由になればその利益は大きい。

(三) ソ連（中國）との関係は現在のままの法律上の戦争状態である。その結果船舶の拿捕、漁業の妨害等のいやがらせを行うと思われるが、

政治的に現在より著しく悪化することはない。(例えば戦闘を再開するというようなことはない)

この場合に日ソ（中共）間に何等の交渉の途がないから問題は面倒になる。通商関係も一時はいやがらせ的に中断する形になる可能性が多く、必ずしもそうでないとしても貿易協定等を結ぶチャンネルのない結果殆ど期待が出来ない。

(四) 共産党の日本赤化のための活動は活潑となろう。日本が占領状態にないことになるからその活動にはある程度有利になるが、単独講和は恐らく米軍の駐兵を伴うから、完全に自由になるというわけではなく、日本政府がこれに対して採る対策は引続き米國の支持を受けよう。

(五) 単独講和の場合は國際連合には参加が出来ないし（ソ連等の拒否権で）日本の安全保障は全然新たな構想に立たなければならない。中立政策というようなものはこの場合は成り立たないし、ソ連の加わらない保障は意味をなさない。

明に米國陣営に入り、米軍の駐兵によつて保護される形となろう。これは尤も安全保障の見地からは今日の現状と本質的には変わらないのであつて、唯駐兵の永続による色々な悪影響（日本人の自立心の低下等）が心配される。尤もこの点も又占領が永続するよりも占領から駐兵に代つた方がよいことは確かである。（政治の自立、占領費等の見地から）

六、米英側数國が條約によらずして対日戦争状態の終了を宣言する方式の可能性及び利害

米國がソ（中）を除外して対日平和を実現しようと決心するような情勢ではソ中を除外した會議を開いて條約を作るという方法（前記(C)）によるよりも米英側数國をさそつて一方的宣言で処置する方が却つて都合がいいと考えることもあり得ると思われ一見極めてありそうもないように思われるがよく考えれば却つて(C)よりも可能性が多いかも知れない。

これは色々な形態が考えられるが、一例を挙げれば米國及びその他の諸國は各別に同文の対日通牒で

- (1) 日本は無條件降伏したのであるから連合國が今後一定期間にポツダム宣言のラインにおいてデュー・コースで定める対日平和條約を受諾すべきこと
- (2) 本同文通牒で發した連合國の選定するある地点の占領は日本の同意したものとして今後一定期間継続さるべきこと但し占領軍の任務は限定されること
- (3) 日本は今後一定期間は一定事項（西独の占領章程の程度）は米國大使を通じて本同文通牒を發した諸國の大使の會議の承認一大使會議の意見の一致をみない時は米國大使の承認一を経べきこと
- (4) 以上を條件として日本と自國との間の戦争状態は終了せるものとみなされることを通告する

この例は西独程度の管理の緩和と戦争状態の終了とをコンバインしピース・セトルメントをペンディングとしたものであるがピース・セトルメントの内容をもう少し具体的に示して管理を監視にする拡充案も考えられなくはない。更にピース・セトルメントは有耶無耶にしようという目的で管理の緩和は漸次協定するという形も考えられる。

この方法は色々ヴァリエーションがあつて一概に利害を論じられないが

- (一) 講和の本質的利益と認むべきものの中テクニカルな戦争状態の終了は目的を達するか
- (二) 同じく重要な占領及び管理の終了はその形態は変るとしても、実際は駐兵及び相当強度の監視として残り、結局ある程度の緩和に止まる公算が多く
- (三) 將來にかなり複雑な法律関係を残すか
- (四) 外交的に工作してセトルメントの條件の緩和を計る余地はある

(五)政治的なインプリケーションは條約による單獨講和と大差ない
完全なセトルメントを伴った全面平和が百年河清を待つに等
しいとすればこの程度でも、全面講和のない状態に比し、「なき
に勝る」と思われる。

七、特定の一國の戦争状態終了の通告

前述六、のような一方的通知をある國が單獨でできないかを考えてみ
るに

(イ)米國が一國だけやることは現在の占領管理を自國だけで変更するこ
となつてできそうにもない(米英側の諸國がこれをアキエスする
内約の場合は別であるが)

(ロ)ある小國が「將來できることあるべき平和條約の権利利益を享有す
べきこと」を條件として戦争状態の終了を宣言することは考えられ
なくはない。その場合その國と日本との関係は現在の中立國と日本
との関係と同様になるだけで大した効果はない、戦争状態の終止に
よつて通商上等のある種の障害がなくなること。一般的に平和促進
の心理的效果がある位で特に問題にする必要はない。

(ハ)ソ(中)が専ら宣傳効果をねらつてこのような宣言をする場合又はそ
の提議する場合は考えられなくもない。その場合我方として黙殺す
る方法もあろうし、ソ(中)の当該通告につけている條件の不合理又
は実行の不可能を指摘して反駁する方法もあろう何等條件のついて
いない時はこれを正面から拒否して戦争状態はなお存続すると主張
することは困難であらう。

80 昭和 24 年 10 月 3 日

平和条約問題の今日の段階における措置について

極秘

(欄外記入)

平和條約問題の今日の段階における措置に就いて

二四、一〇、三 H記

過般米英外相会談で対日平和條約促進の決定をしたと伝えられる。素より
その眞意はこの際米英の希望するような対日平和條約にソ連が同意して全面
平和が出来る見込は少ないから米英会談の眞意は結局(一)ソ連等を除いても
平和條約を作ろうとするものか、それとも、(二)條約遅延の責任がソ連にあ
ることを明にしようとするジェスチュアであるかの何れかであるが、この点
は今俄に断定し得ない。しかし何れの途若し今回平和條約が成立しなければ、
恐らく今後数年間は條約成立の見込はないではないかと思われる。

従つて平和條約促進のため何等かの措置を講ずるとすれば今を措いてはな
い。私の見る所では、今日日本の人心は既に現状に倦んでいる。このままでは
やがて民衆の反占領、反米的感情が強まつて行き、対立する世界の間に処
して、肝心の時にとんでもないことになる懸念もある。他面いわゆる事実上
の平和は今日殆どその限界に達しつつあつて、日本の自立、発展は平和條約
なくしては期待し得ないと思う。かかる観点から何とか講和の促進を計るべ
きである。

更に又講和を治安又は對外安全の見地から危惧する必要はないと思う米國
が日本を危殆ならしむるような平和條約を作る筈はないからであり、米國が
ソ連(中國)を除いた平和でも作るというなら、それさえも危惧する必要は
ないと信ずる。

又仮に米英の意図が單なるジェスチュアであるとするれば、それはソ連及び
共産黨の平和促進攻勢に対する対策として考えているのであるから、日本と
して米英側の今回の措置の提燈を持つてやらないという手はない。平和條約
が不成立に終つた場合は、ソ連の責任であつて米英の責任でも日本の責任で

もないことを明にして、その結果をわが方も対共産党関係等に十分に利用すべきであつて、條約が出来なかつた時、「日本もあまり希望しなかつたではないか」と言われるような口実を米ソ何れにも與うべきでない、今日まで日本が平和條約をあまりせつつかなかつたことは確かに賢明であつたが、今日の事態では、米英側もそのジェスチュアに対して日本も何とか反應を示すことを期待しているとするべきであつて、黙つておくべきではあるまい。

従つて、なるべく早い機会に日本政府として何等かの意思表示をすべきであらう。しかしそれは、今日の事態からみて

(一)ワシントンに意思表示をするのが目的であるが新聞発表等でなく日本政府のSCAPに対する正式の意志表示の形をとるべきである。

(二)内容は米國のイニシアチヴに感謝し日本も平和條約の早期成立を切望している旨を述べるものであるべきであるが、なるべく卒直に且つかなり詳しくその理由を述ぶべきである。

(三)今日の段階では單獨講和、駐兵問題等の具体的問題についてコンミッタルなことを述ぶべきでないが、平和條約問題等について米英の眞意を知り今後隨時卒直に話し合い得る途を開くのが眼目である。

と信ずる。一應の試案としては別紙のような申出がよいと信ずるが別紙の内容は素より更に検討を要する。

(別 紙)

申 入 案

過般アチソン長官が、ベヴィン外相と会談の結果、対日平和問題に付て言明された所は、日本政府として衷心感謝に堪えない所である。

蓋し、ある國外からインスパイヤされたとおぼしき極端なるエレメントは、講和の延引をアメリカのためであるとなし、日本國民に反米、反占領軍の感情を起させようとしていることは、御承知の通りであつて、かかる企図が終局において成功するとは思われないが、國民のナショナリスティックな感情に訴えるタクティックは輕視し難いものがある。國民が平和條約を望んでいる

ことは疑もない事実であり、しかもその大多数はそのイニシアチヴが米國側から來ることを切望しているのである。

しかしながら日本政府は、連合國が対日平和の迅速なる締結のためにあらゆる努力を拂つておられること、殊に米國が公正なる平和を速に成立せしめんとしておられることを信頼して、今日までわれわれの方から希望がましいことを言うことは、一切避けて來たのであり、議會新聞等を通して國民に対しても、眞の平和愛好國を信頼してペーシェントであるべきことを説いて來たのである。これは決して日本政府が早期の平和を望まないという意味ではない。

日本の一部には、平和條約の成立を危惧するものがある。全体主義的な少数分子が平和條約によつて占領軍が即時撤兵し暴力によつてその目的を達する機会が與えられるかの如く、プーストしている以上はこれは無理からぬ危惧でもある。

しかしながら、われわれは、個人の基本的な自由を保障する諸制度をあくまでアツプホールドすることによつて、かならず暴力とレジメンテーションを所期する勢力に、対抗し得ることを確信している。占領下の日本において自由を否認せんとする分子にさえ完全な自由が與えられているという一見パラドシカルな事態も右の確信に基くものであつて、自由な制度を守ろうとする決意の缺如を示すものではない。素より自由の維持に不可欠な國內的ロー・エンフォースメントについて、今日なお少なからず占領軍に依存している事態は速に是正せらるべきであり、そのために若干の希望もなくはないが、平和條約が民主主義國の意思によつて決定せられる限り、將來とも自力によつて法と秩序を維持して行く能力を日本から奪うようなピースセトルメントが行われることは、あり得ないものと信頼している。

他面日本の對外的安全に付いても、同様に平和愛好國の信義と公正に信頼している。二つの世界の対立が続く限り、いかなる國も完全な安全保障を得るということは必ずしも容易なことではないかも知れないが、われわれは戦争拋棄の方針が誤つていないことを確信している。この前提の下に平和條約

において完全に非武装化された日本が進むべき途——完全な中立化か、国際連合の下における一般的な集團安全保障か又は何等か特殊な制度か——が示され適當の保障が與えられることを期待している。今日の世界の事態に付いて、われわれははつきりした見透しをつけ得る地位にないが、いかなる制度が日本の爲に選ばれるべきかに付いても連合國の賢明なる決定に従いたいと思つている。

このような信頼に基いて、われわれは平和條約が出来たら不安であるというような心配は持つていないのである。

今日まで平和條約が出来ないにも拘らず、貿易、交通、通信、その他のあらゆる部面に亘つて、平和状態に等しい特例を漸次認められた寛大な措置に付いて深く感謝している。この種の措置が米國のイニシアチヴによつて急速に進捗しつつあることは、日本の經濟的自立の爲に多大の効果を挙げている。又日本政府及び日本國民の責任を増大する爲の各種の措置も、占領の長期化に伴う國民の自立心の低下を是正する上に多大の効果を收めんとしている。

平和條約が現実に效力を發生するまでには、まだ相當の期間を要するであろうから、急速にかかる措置が促進されることが希望にたえないが、しかしそれにしても、このような措置はテクニカルな戰爭状態の終了に至らない限り結局は或る限度があるように思われる。その意味においても、われわれはピースセトルメントによつてわれわれが將來遵守すべき義務が明白に示されると共に世界の（大多數の）諸國と戰爭状態を終り平和關係に立ち眞の協力關係に入り得ることを切望するのである。

米英兩國が対日平和進捗の爲に新にイニシアチヴを採られるという朗報に接し、それに対し衷心感謝の意を表する爲に敢てここに私の卒直なる見解を開陳した。この高邁なイニシアチヴが、世界の多数の諸國によつて支持せられ、迅速なる平和解決に到達せんことを祈るとともに、その過程において出来得る限りわれわれに事態を内報せられ又隨時われわれの希望を参酌される雅量を示さんことを願する。このことは、日本が將來成立する平和條

約に自發的にサブスクライブし、民主主義諸國とアイデンティファイして行くようにする爲に、希望にたえない所であることを附言したい。

（欄外記入）萩原氏私案
